

令和元年第4回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年 12月 3日

本日の会議 令和元年 12月 5日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総務部 長 山本昭彦君	企画財政部 長 久保平敏弘君
建設産業部 長 日名子達也君	住民福祉部 長 中嶋敏純君
健康保険部 長 辻田正行君	水道局 長 濱伸二君
会計管理者 山口利弘君	企画財政部 理事 田中一之君
住民福祉部 理事 栗山浩二君	総務課 長 荒木秀一君
秘書広報課 長 中村元則君	契約管財課 長 和田弘君
地域安全課 長 宮崎伸之君	政策企画課 長 荒木隆君
税務課 長 山崎昇君	収納推進課 長 藤崎隆行君
土木管理課 長 中尾盛雄君	都市計画課 長 山崎禎三君
産業振興課 長 川内佳代子君	福祉課 長 細田愛二君
こども政策課 長 村田ゆかり君	健康保険課 長 志田純子君
介護保険課 長 堀池英二君	水道課 長 渡部守史君
下水道課 長 山口新吾君	教育 長 勝本真二君
教育次 長 森川寛子君	教育委員会 理事 金崎良一君
教育総務課 長 宮司裕子君	生涯学習課 長 青田浩二君
農業委員会事務局 長 村田佳美君	

会議録署名議員

7番 内村博法議員

8番 安藤克彦議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 16時12分



○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、浦川圭一議員の①私道公衆用道路の管理について、②丸田谷地域の排水路の整備について、③一般質問における答弁の対応についての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

○4番（浦川圭一議員）

どうもおはようございます。早速ですが質問に入らせていただきます。

まず1点目、私道の公衆用道路の管理について。本町内にも私有地で一般公衆の交通のために利用されている公衆用道路が大小存在していると思っておりますが、その管理の考え方についてお伺いいたします。（1）私道公衆用道路の管理に係る町の関わりについてお伺いいたします。2点目、丸田谷地域の排水路の整備について。丸田アパート1棟上部の谷間における一部雨水については、道路側溝、青溝などの本来雨水を排除するための施設を介することなく、大量の雨水が民有地を経由して丸田川に流入している状況にあると考えますが、その実態をお伺いいたします。（1）道路側溝及び字図上水路が存在してない部分に雨水が排水されていると考えておりますが、実態はどうか、お伺いいたします。（2）適正な雨水排水に努めるため新たな排水整備計画など必要と考えておりますが、どうかお伺いいたします。3点目でございます。一般質問における答弁の対応についてお伺いいたします。（1）答弁の中で「検討する」、「関係機関と協議をしていく」など、その後に結論を持ち越すような回答されることがありますが、その後の検討結果、協議の顛末等について何らかの方法で示していただきたいと考えておりますが、どうかお伺いいたします。（2）番目でございます。関連して個別案件についてでございますが1件質問をいたします。本年6月議会において、町道後川内中央線と駅前サニータウン線が交差するT字交差点周辺に表示されている横断歩道停止線について、より安全を確保するための形状の変更協議を進めていただきたいとの質問に、設置者が公安委員会になっているので協議を行っていくことで対応するとの答弁がっておりますが、協議結果を示していただきたいと思っております。また、現在交差する道路の状況をよく視認することができて、その交通の妨げにならない場所に破線の停止指導線が引かれておりますが、この位置にこそ一時停止線を設置し確実な安全確認の履行に努めて運転してもらおうべきと考えておりますが、その見解をお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。冒頭でございますけれども、アフガニスタンで医療、灌がい用水、農業活動で多くの人々の命を救っておりました中村哲医師が、昨日、現地では何者かに銃殺されるというようなことがありました。多くの方々が中村哲医師の死を悼み悲しんでおられるところであります。心から御冥福を祈るとともに、こういう惨劇が二度と起こらないことを願うばかりでございます。

それでは、浦川議員の御質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目、私道公衆用道路の管理ということでございまして、私道公衆用道路の管理に係る町の関わり方についてのお尋ねでございます。公衆用道路の種類につきましては、議員御承知のとおり国管理の国道がありまして、県管理の県道。そして町が管理する町道というふうにあるわけでありまして、しかし、そのほかにも町道ではない町管理の道路。いわゆる赤道、里道と言われております道路形態を持った法定外公共物などがあります。今回はこれらの公共団体等が関わっている道路ではない道路形態を持った道路等のこととなります。いわゆる私道でございます。基本的な考え方といたしましては、私道につきましては、所有者もしくは利用者におきまして管理をしていただくことになるかと思っております。しかしながら、まずは現場を確認をいたしまして、緊急性を要するなどの案件につきましては、職員や道路管理作業員により安全を確保するための応急措置の対応を行っているのが実情でございます。今後も現場の状況に合わせて、利用者及び自治会等との連携を図りながら安全な道路管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2番目、丸田谷地域の排水の整備ということの中で、雨水排水の実態ということのお尋ねでございます。この地域の排水につきましては、議員御指摘のとおり、水量が民地より始まり、町所有の公園用地の脇を経由をいたしまして、再び民有地に入っている状況でございます。また、現存する水路につきましては公図上の青溝や道路側溝等などが無いことも確認をしております。2点目の新たな排水整備計画の御質問でございます。長与町は議員御承知のとおり昭和40年代から大規模開発や区画整理等によりまして、道路及び雨水排水等は計画的に整理できている状況でございます。しかしながら、昔から家屋が集中をしている地区、または農地などの元来住宅地ではない土地における計画的ではない宅地開発箇所などにおきまして、御指摘の地区と同様に公図上に存在しない水路等が現在も残っているものと認識をしております。御質問の新たな排水整備計画及びそれに伴う工事等を行うことは必要なこととは考えますけれども、現在の水路は長年にわたり、いわゆる「水みち」となっていることも勘案しながら整備方法等につきましても、研究をしてみたいとそうように考えております。

続きまして3番目、一般質問における答弁の対応ということでございますけれども、1点目の、答弁の中で「検討する」「関係機関と協議をしていく」など、そののちに結論を持ち越すような回答をされる場合があるが、その後の検討結果、協議の顛末等について何らかの方法で示していただきたいと考えるがどうかという御質問でございます。一般質問を通じまして、議員各位から町政全般にわたり御提案や御意見等をいただいております。

りまして、その中には検討や協議を要するものが生じてまいります、その旨を答弁しておるところであります。検討する旨の答弁を行った事項につきましては、長与町議会答弁事項の対応状況報告実施要綱に基づき対応状況を議長に対し報告することとしておるところであります。引き続き要綱に則った運用を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の本年6月議会において、町道後川内中央線と駅前サニータウン線の質問協議結果についての御質問でございます。御指摘の停止線につきましては、6月議会での協議する旨の答弁をいたしたところでもあります。6月20日には、時津警察署や長崎県警本部交通規制課とどのような形状の変更が可能か、再度協議を行い御回答いただいたところでもあります。何よりも地元住民の合意形成が必要とのことでありましたので、これを受けまして地元自治会長と長与第二中学校にその旨を説明いたしまして、御意見を伺ったところでもあります。その中で現在の停止線や横断歩道の設置場所につきましては、まなび野団地から準幹線道路に出る下り坂で車がスピードを出し走行してくる恐れがあるために、歩行者の安全確保ができないとの意見がありまして、一時停止するべき場所を現在の横断歩道の手前に設けることで、生徒を含む横断者の安全が確保できるものと学校と自治会で合意をして現在の位置に要望したものであるということでもございました。交通安全の確保という面におきまして、交差点に入ろうとする車両が交差点手前で一時停止し、横断者の安全を確認したのち幾分侵入し、さらに指導停止線の位置で左右から来る車両の安全確認を行うという、二重の安全確認がとられることから現在の形状を希望されておりました。このようなことから、この交差点につきましては、議員におかれましては御理解をいただきたいと願うものであります。今回、議員が安全確保対策に対し、十分に検討するよう御意見をいただきましたことを、今後も長与町内の安全対策に講じてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは、1点目の私道の管理についてでございますけれども、私道については所有者もしくは利用者に管理をしていただくことになるということで。私もこういう理解ですとあって、これが当たり前の考え方かなということでもずっと思ってたんですが。今年の長崎市内の青山町の私道の通行止め等のトラブル。この経緯を見ますと、ちょっと管理の考え方としてこのままでいいのかって、ちょっと考えたものですから、質問をさせていただきました。まず先にお伺いしますけれども、この公衆用道路の課税ですけれども、これはどうなってますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

公衆用道路ですので、非課税となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。非課税ということで。それはなぜ非課税なのでしょう。公衆用道路で恐らく公共性が高いとか、そういう理由をもって非課税にされているのか。そこをちょっとお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

公衆用道路としての土地利用をされてますので、非課税として扱っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。あと1点、今回、申し上げる公衆用道路に隣接した宅地。ほぼ同じような地域の中で公衆用道路に隣接した宅地と公道ですね。ほぼ道路の形態も同じで、道路自体が公道か私道かっていう違いだけで、宅地の評価の違いというのはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

宅地の評価というのは、路線価を決めた中でいきますので、その中で金額的には幾らか変わってくる可能性もありますが、基本的に区別をしているわけではございません。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら今話を聞きますと、私道の公衆用道路については非常に公共性が高いということで、そこに隣接する皆さん、町民の皆様も同様の税の負担をされてるってような状況ということを確認をしたかったんです。そこは分かりました。そういうことを考えますと、この私道の管理について、丸々私道の持ち主とか利用者の方に負担をしてくださいと言うんじゃなくて、幾らか町の方もその管理に関わっていいんじゃないかなという思いがあって、今回この質問をしたんですが。例えば私道について、どういうものでも管理をしてくださいって言うんじゃなくて。例えば管理の申し出があったものについて、例えば今度の青山町の状況のような事態を招かないように。例えば確約書とか何かできちんと書面的に将来的に交通の制限を掛けないとか。そういう決まり事ときちんと取った上で、町の方で管理をしますとか。何かそういう制度をちょっと考えるべきじゃないかなと思ってるんですが、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員御提案の分で、確かに今現在、青山町とかあちらの方で揉めてるのは私たちも承知しております。長崎市の対応につきましても、補助等が何かあるということも聞いております。長与町といたしましては、今現在、長崎市と同じようなものはないんですが、そういったのも含めまして、やはり公衆用道路という部分については、管理をちょっと明確にやっていく。できるということは、今ここでは申し上げることはできませんが、近隣とか、今度の長崎市の対応を注視して、研究してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今回こういう提案をしながら、自分の言うことが正しいのかなっていうものも考えながら質問をしてるんですが。例えば借地公園がありますよね。ああいったものは町が借地料を負担をして、整備をして、管理をして、地元の方に使ってくださいということで提供しているわけですよね。この個人名義の公衆用道路っていうのは、個人が持たれたものを自由に皆さん使ってくださいと言うようなものなんですよね。だから、そういうのを比較しても管理ぐらいは町がやっていい部分もあるんじゃないかなという気がしてるんですが、どうでしょうか。町が管理する公園と今ちょっと比較をして、借地公園と比較をして、ちょっとこうお聞きをしてるんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

比較すると言うたらあれなんですけど、借地公園の場合には不特定多数が利用される可能性が大いにあるかと思えます。ただ、特定の団地内の道路とか行き止まりの道路。こういった所につきましては、不特定多数も通ることは可能性ありますが、どうしても利用者というのが、ある程度絞られてくるかと思えますので、その辺との兼ね合いが。同じかと言われるすと、なかなか微妙なところになるかと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

そういうことで真っ先に公共性が高いんだということを税務課の方から言っていたんですが。公共性が高いものについて、こうしたらどうかという提案を今させていただいてるんですよ。だから通告書でも、敢えて公衆用道路大小存在しているということで私申し上げたんですが、今、団地内の全部まとめて公衆用道路という部分もあると思いますけれども、中には町道があって、その脇に少しだけ公衆用道路っていう部分があるんです。見た目、町道なんですね、全体は。ところがその一部分、端っかが公衆用



道路ということで。先日、私地元の方から、その部分がちょっと陥没で下がっているということで現地を見させていただいて、町の方にもお願いをしたんですが、今は現状、町公衆用道路の管理については持ち主なり、利用者なりでやっていただくということで。そういう決まりの下にちょっと対応ができないということで、それはそれで、そういう決まりなんで仕方ないんですが。そこが仮に完全に下がれば、完全に町道にも影響出るわけですので、こういったところも含めて是非もう少し緩和して、町の方で関わって管理をしていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

その点につきましては最初述べたとおりになるんですが、まだ今ここで、どこまで積極的に行くと明言することは難しいかと思えます。ただ、最初、話をいただきました近隣でありました問題ですね。こういった部分を注視して、今後、変わっていくのであれば裁判等の結果を見ながら考えていきたいとは思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。自分が住んでる前の道路が例えば公道で、町道とかであれば町の方が管理をされて。例えばそこに穴ぼこができたとか、舗装が剥げたりすれば、その修理とか、補修とかはやってくださるわけですよ。ところが私道の公衆用道路ってなれば、一切今のところ町は手をつけませんよという形になつとるんですが。冒頭聞いたとおりに、同じ税金を払われて、同じような税金を課税されて、同じような町が補修をやるっていうのが行政サービスだと思っているんですよ。そういう意味で考えれば、私道の部分も幾らかやっぱ町の方も関わるべきじゃないかなというような感じで私は思うんですが、改めてこの質問最後にしますけど、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

今回の私道につきましては、議員御指摘のとおり大小ございます。3メートルもあれば、2メートルの所もございますので、この点につきまして今後研究をしながらどういった方策がいいか。それについては検討をしてみたいと考えております。現在町道につきましても、なかなか舗装もできない状況でございますので、この点も含めまして考えてみたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

是非、研究をしていただいて、制度だけでも作っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に2点目の、丸田谷地区の排水路の整備についてでございますけども、公図上、雨水や道路側溝などが無い所に流れているのは確認してあるということで。本来、水が流れるべきではない所に流れている。そこは確認をされたということで、よろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

その点につきましては町長答弁のとおり、現地を確認しまして水が流れていることは確認しております。公図上にも存在しないというのは確認はしております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

質問に至った経緯は、そうであれば何かするべきではないのかなと思って質問しておるんですよ。やっぱり本来来るべき所じゃない所から、自分の宅地にじゃんじゃん水がやられれば、これはやっぱり困りもするし、嫌な思いもすると思うんですよ。だから、もうこの際、計画を立てて解消すべきじゃないのかなということで提案をしておるんですが、もし今のこの流れを生かしていきたいんだということであれば、その旨ちゃんと地権者に相談をされて、その流れで例えば用地を流れている水路の用地を買収したりとか。そして整備を不備がある所は整備を加えていくというような、そういうやり方もあるのかなという考えでおるんですが、一切やらないということですか。とりあえず当面は。どうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

全くやらないというわけではなくて、そのためだけに今、水路の計画、こういったものを作るというのはちょっと時期早々ではないかなとは考えております。ただし、今後、道路計画とか、極論から言うと開発もしくはその何らかの原因があるとき、そういったときのタイミングを見て水路等も整備をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

まず、その理解はされてるんですか。三菱重工、三菱アパートの1棟にまずどんどん行ってるんですよ。その上の公園用地にも流れてきてるんですけど、あれは本来公園用地に流れてくるべき水じゃないんでしょうけど。その水が今度超えて、三菱アパート1棟の敷地にどんと落ちとるわけですよ。それが1棟2棟3棟に落ちて、また公道を挟

んで6棟の敷地に落ちて、6棟の敷地から今度丸田川に流れ込んでということ。だからこの実態の了解を取られておるのかどうかですね。その地主に。地主っていうのが大きい企業なんですけども、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

私もこのアパートが出来た当時、もしくはその丸田谷地区の住宅化が始まった当時というのは存じ上げておりません。私個人、話としては聞いておりませんが、現状がこうなってるという部分と、水は下にしか行かない。これを裁判等でも言われております。こういった分も含めまして今現状を把握してる。この状態でしかないということしか言えない。ちょっと言葉が足りませんがそういった感じになります。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

水は下にしか行かんとですけれどもですね。だから上の方で近傍の道路側溝に繋げるとか、そういったものを何本かして行って、民地に迷惑は掛けないような対応をすべきじゃないかなという考えで、そういう計画を立てて解消すべきじゃないかなということをお願いしております。まずはどうなんですか。やっぱり、言えば問題になりそうな話ですもんね。だから多分言いにくいんでしょう。恐らくですね。そこも理解できないこともないんですけども、やっぱり流れるべき所に流して、流すべき所に流して、処理をしていくというのがやっぱり行政の務めじゃないかなと思うんですが、どうですか。やっぱり難しいですか。先程申しましたように今の流れを生かして、それを水路にやりたいのであれば買収して、用悪水路か何かで位置づけて、長与町に登記をして、そして不具合がある部分は若干整備を加えるということであれば、相手の了解を取りながらですね。そうであればそんなに難しくないという気もするんですが、そういうことも考えられないですか。昔からこうなるとって、水は上から下に行くんだということで、そのままっていうのは、ちょっと行政の対応としては乱暴じゃないかなと思うんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

議員御指摘のとおり、あそこの公園の横からずっと下まで水が流れております。恐らく昔は農地か何かで、ずっと田越しか畑越しに水が行きよったんだろうというふうに考えていますが、議員御指摘のとおり、この頃の雨の多さですね。これにつきましてはやはり注視すべきところでございます。やはり、その水によって家、個人のお宅が浸水するというのは防がなければならないことだと思いますので、今後これについては、今行ってる水。それとまた丸田谷、ほかの所も確認しながら、すぐすぐは無理だと思えます

が、今後、こういった経路が良いのか。検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

是非ですね、よくよく字図等も見ながら検討をされて。今、公園から下の部分を言いましたけども、その上のもちろん公園の横、集会所の横辺りも水路の無い所を流れてきてますので、その上の辺りからきちんと確認をされて整理をされた方が良いかなと思いますので、そこも含めて是非、検討をさせていただきたいと思います。

次に3点目にいきますが、この答弁の対応については答弁でありましたように、長与町議会答弁事項の対応状況報告実施要綱で対応していくってということで、今後もこれで対応していくんだということと言われたんですが、私はこれがあることは承知をしておりますよ。ただ、よく読んでいただければ分かるんですが、こういう場で議員が一般質問しますよね。「検討をします」という答弁をいただいて、それについてその結果を何らかの形で報告してくださいって質問をしておるんですが。この要綱で対応していくということで答弁されたんですが、この要綱は一応議員の方から投げかけておるわけですよ。質問を。それに対して「検討する」ということで回答を保留されておるわけですよ。執行部の方で。だから答えるべきは執行部にあるわけですよ。それをこの要綱は改めてもう1回催促せろって話なんですよ。しかも議長を通して、執行部にもう1回催促してくださいと。そしたら答えますよという話なんですよ。だから検討するとした内容が改めて催促したときに答えがまとまっておればいいんですが、議長を通してもう1回出したときにまだ「結論出てません」と。仮にそういう事態であれば、執行部からまた議長を通して「結論出てません」と回答が返ってくるだけなんですよ。だから、もうそういう無駄な時間は使わんで。質問をして、「検討する」ということで時間を取って検討されてるわけですから、その結果が出れば、結果を出された方が速やかに何らかの方法でどっかに公表していただければなと思ってですね。例えばホームページとか何かで、どっかでクリックせれば見れるとか。そういう形でしていただけないのかなという思いで質問をしておるんですよ。どうですか。「検討する」と言ったもんについては検討されてるんでしょう。その結果はもったいないじゃないですか。自分達で抱えてるだけじゃ。ちゃんと検討したもんは返していただければ、そのために検討されてるんでしょうから。どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えします。こういった一般質問の中で「検討する」と言ったことについて、催促がないと答弁をしないというふうなそんな立場での、こちらの方から催促がないと答えられないという立場での気持ちでやってるわけではもちろんございません。そういった中で、

もちろん「検討する」と本日も先にありましたけど、「検討する」と言った部署、部署についてはそれぞれ、もちろんこういった要綱の存在も把握しておりますので、検討をして、回答ができるような形で整えているところがございます。中にはホームページで公開をしているというようなことも目にはしております。確かに今回の公開するのが目的でっていうところとか、そういった趣旨もちょっと分かりませんでしたので、こういった回答になってるんですが、今のところは現在も窓口には例えばお尋ねがあったら御回答をするとか、こういった運用をやっております。中には政策的な見地に基づくものについては、すぐ回答ができないというものもございます。そういったところで私どもこの要綱ができたときに、これに基づいての運用というところでの考えを持っておりまして、引き続きこれを持続していただければということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

その事情によって、できないものまで出せということじゃないんですよ。あくまでも出せるものはもうどんどん出してくださいということ。一般質問ですから、こういう場で質問をした内容なんですよ。だから、やっぱり質問した内容について聞いた方々も興味を持つ方もいらっしゃるかもしれないじゃないですか。だから、そういう方もホームページなんかで見れるような体制を作っていただければということで申し上げてるんですが、改めてどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議員の今の御提案ですね。ちょっと内部の方でも実際、近隣を含めて状況把握して、この辺は今後研究していきたいというふうには思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

私もこの要綱を使って一度この手続きをやったことあるんですよ。こういう趣旨の質問をしたからって考えながら質問書を書いて提出をしたところ、こういうふうに言っていないと修正を加えられて、議事録でこう言った、ああ言ったも変わらないように書いてくださいって言われたんですよ。議事録のやりとりをそのまま変わらんように。そういう書き方まで言われれば、当然、議会が済んで議事録できるのが2か月後かそのぐらいかなと思ってるんですが、そこまで何もできんわけですね。聞くこと。だから結論は早く出とってでも、例えば議会済んで4、5日が出た結論でもですね。実際、こっちに聞かんなら言うてくる機会が無いんですね。だから2か月ぐらい経たんと要綱で作る手続きが、なかなか書類が作れないというような状況なんですね。だから、こんな要綱は

どっちで作ったのか。議会で作ったのか、執行部で作ったのか知りませんが、ここまで難しくいろいろ手続きをせんでも速やかに対応ができるような形にさせていただきたいということで、先程検討をするということで、検討していただけますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

この検討をするという、協議をするという事項につきましては、ほかの所もちょっと研究をさせていただいて、公表できるような形で考えてはいきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

是非やってください。お願いします。

最後ですけれども、後川内中央線と駅前サニータウンの交差点の件なんです、これは先程答弁をお聞きをしますと、自治会と学校の要望が今の位置で希望されているということで、これは最終的に公安委員会もこれが望ましいということだったんでしょうか。前回、公安委員会と協議をすると言われてたもんですから、最終的な公安委員会の見解というのは、これで良いということだったんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

6月の議会の中で検討するというございでしたので、6月6日電話をいたしまして、長崎県警ですね。そちらの方に22日にお会いする機会を設けていただきました。その中で、先程町長が答弁もいたしましたけれども、内容としましては、やはり自治会であったり、地元住民の方の意見がまず第一であると。その中で道路の形状の変更等については、当然公安委員会として検討して変更することは可能ではあるんですという回答はいただきました。しかしながら、住民の意思、地元住民の方の意思形成の方が、まずもって大事だということをございでしたので、この経緯につきまして自治会長に説明。次に第二中学校の校長先生に説明をいたしまして意思の確認をいたしました。その確認の結果、この交差点につきましては、横断歩道の手前に停止線を引いていただいて、歩行者の安全。ここ生徒の方が朝夕かなり通られるということで、地元自治会としてお話しさせていただいておるんですが、それにつきましては、やはり学校の方の生徒の安全確保ということで、地元自治会と一緒に、平成12年に時津警察署を通しまして、公安委員会の方で検討いただいたという結果でございまして、それを踏まえすと、現状この形で生かしていただくのが一番歩行者にとっての安全対策にはなるんじゃないかという御解答でございます。しかしながら議員がおっしゃってるように、交通対策ということで形状変更とか、地元住民が要望するのであれば変更は可能ということをございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら今の形状で交差点の手前で一時停止を設けて運用していくんだということで、ここは理解をしました。2点目の（2）の下の方に併せて質問を書いとるんですが、今の指導停止線。この位置を私は一時停止に変えることが、より安全に繋がるんだという思いをずっとしておるんですが、現状、横断歩道の手前で止まった人たちが、先が破線になつとるもんですから、これは規制が掛からんような、どちらかといえばよければ止まってくださいぐらいの線なんですよね。だから止まらんで徐行してすうって出ていくと、幾らもそういう方いらっしゃるんですよ。本来はあの大きな2車線道路が交わる交差点で、恐らく長与町無いて思いますよ。信号機が無い交差点でああいう大きな道路で破線の指導停止線で停止を示している所というのは。手前は手前で止めていただいているんですよ。ここを是非とも私は一時停止線にするべきだと思うんですが、そこの答弁が無かったもんですから、改めてそこについて伺います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今議員がおっしゃったような形状になっている交差点というのが、6月議会でも話あったんですが、その後121か所の交差点につきまして調査をいたしました。ほかに町内に1か所しか確かにございませんで、珍しいケースではございました。なぜ、ここがこういう形状になっておって、議員が交通の妨げという部分で御質問いただいておりますけども、この交差点の安全の確保の面におきましては、今おっしゃっていただきました横断歩道の一時停止をしていただくことで、交差点に入ろうとする車両が交差点の手前で一時停止をすることによって、まず歩行者の安全確認が取れるということで、その安全確認のために一時停止をしていただいたことによりまして、幾分か侵入をして交差点に入るということで、そこで左右の確認をするための指導停止線という形になるものですから、二重の安全確認が取れるという体制が取れている交差点であるというふうに警察の方では考えて、やはりより安全対策ってということで警察の方も考えますので、そうなった場合に、やはり二重で安全対策を取ってらっしゃるので、現状としてそこが問題かと言われれば、問題ではないのではないかとというふうな話をいただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

より安全なためについてということでおっしゃられますが、より安全なために私も言いよるんですよ。あの指導停止線より一時停止の方が良いんじゃないですかって言ってるんですよ。横断歩道の手前はいいですよ。必要だということでも分かりましたので。出口の

所できちんと止めないと危ないですよって言うてるんですよ。だからあそこは破線じゃなくて正式な一時停止するべきじゃないんですかって、そこについての見解っていうのはないんですか、公安委員会の。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

公安委員会がその交差点について、今の破線指導停止線について、公安委員会の方からここにそういう停止線を引きなさいとかそういう形ではございませんで、やはり、その交差点を使用する地元の住民の方々がこうしていただきたいということで、公安委員会の方が検討するという形になりますものですから、この部分について今現在検討してるわけではございませんで、そこについては、地元住民の方から元々交差点の入口の方が本来、停止線の位置ではなかったかっていうことでちょっと話を伺ったんですけども、その確認は取れておりません。その形状を地元住民もしくは学校関係の方から、安全対策のために変更してくださいという話があったということで、平成12年に横断歩道と停止線の方は引かれたようではございますけども、その指導線につきましては、おっしゃったとおり道路管理者の方の権限でございまして、法的な停止する義務もございませんが、運転免許を取得された際には当然でございまして、歩行者優先ということで交通安全の立場で守っていただく必要がございますので、そこにつきましては、やはりどうしてもその変更が必要かっていうことでは、ちょっと私どもの方としましては、安全対策の立場でございまして、こちらが二重に安全対策になっているのであれば、そこについては、現状の方で話をさせていただくことになろうかとは思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

指導停止線は町の方で引かれてるんでしょう。だから、それを一時停止にされたらどうですかという質問をしてるんですよ。今、二重の安全と言われました。二重の弱のような安全ですよ。私、二重の強ぐらいの安全にしたらどうですかという話をしてるんですよ。だから、だめなんですか。あそこを見ておりますと、言われるように横断歩道の手前で止まれた方が徐行して出られるんですけど、破線で指導線になってるものから、確実に止まらなくて行くのも何台もおるんですよ。だからあそこは確実に止めた方が良くないか。その方がより安全ではないですかって言って私は今質問をしてるんですよ。その話はされてないんですか、協議は。停止線になると当然警察と協議せんといかんでしょう。だから、前回のときに協議をされるということをおっしゃられたんで、今回の質問にも下の方に書かせていただいとるんです。是非ここ必要だと思ってるんですけどということで書いとったんですが、どうでしょうか、改めて。

○議長（山口憲一郎議員）



宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

安全対策に対してありがたいお言葉だと思います。私達の立場で話をさせていただきますと、運転者の方っていうのは当然、先程言いましたように免許を取得されまして、法律と安全運転の義務を守ることを課せられまして、交通事故のない社会実現のために人優先の交通安全思想の下に歩行者の安全確保を図らなければならないということで、先程言われた指導停止線の部分を停止線に変えてはどうかっていうことになれば、より一層安全確保が課せられるというのは、今話がありましたので重々承知いたします。しかしながら免許を持った方というのは、元々そこで安全確認を取る。人の優先ということで、交通安全思想の下に歩行者の安全確認をまず図らなければならないということになっておりますので、やはり、そこで一時停止をさせるというのは当然、本当に安全対策の中では二重の安全対策ですので分かります。そういうことで検討は。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

歩行者の安全対策して良いじゃないですか。その手前に引いてあるわけですから。一時停止で。そこで歩行者の安全対策をされて。何でこんなにしつこく言うかと言えば、停止線の位置の原則というのは、これは前回のときも言ったんですが、「交差する道路の状況がよく視認することができて、かつその道路の交通を妨げない位置に設置するものとする。」というこういう原則があるわけですよ。この原則、間違っていないですかって私聞いたら間違っていないですよって答えられたわけですよ。この原則に則って、手前はいいですよ。横断歩道の手前に引いたりなんかするのは、引いていいじゃないですか。少なくとも出口は、この原則に則って交差点に面した所は停止線にするべきじゃないんですかということを申し上げてるんですが、分かんませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員がおっしゃってることは重々承知いたします。しかしながら、私どもが今、話をさせていただいてるのが、今言われたように原則としてあります。それで、道路の形状によっては原則とちょっと違ったような交差点がございますので、先程おっしゃったようなケースもございます。そこにおいては、やはり住民の方の要望等をお聞きした中で、長崎県警の方に書類を提出させていただく形になりまして、公安委員会でしていただくということになりますものですから、今おっしゃったことを、やはり住民の方とも相談しながらやらないといけないということで回答させていただいてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

そしたら、最後に確認だけさせていただきますけども、住民の要望の中に一番先の指導停止線、一時停止線じゃなくて指導停止線を望まれてるということですか。住民と学校が。正式な規制が掛かる一時停止線じゃなくて、住民の方達はその交差点については指導停止線で良いと言うことで、指導停止線で望まれてると。そういう言い方に聞こえるんですが、そういうことで理解していいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

現状の交差点につきましては、住民の方の意向に基づいて公安委員会の方がそういう形で設置をしているということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

そしたら、その一番出口の指導停止線の位置には、正式な一時停止は必要ないということに理解してよろしいんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

指導停止線でございますので、やはり左右の安全確認をして、出て行っていただくための線という形で私達も捉えております。交通規制の法に則って、規制されるものではないというふうには認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

簡潔にちょっと言っていたきたいんですが、私達はこの結果を議会だよりの文章に書かんといかんわけですから改めて聞きますけど、現状の指導停止線。あそこの交差点一番出口の所については、現状のまま指導停止線でいいと、敢えて正式な一時停止線を求める必要、設置する必要はないということに理解してよろしいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

設置しなくて良いいという考えでございませんで、現状そういう形で要望が上がって今のような形状になっているということにございませんで、そこの指導停止線を一時停止線にしていただきたいという声が上がってくれば、私どもも町としまして一緒になって時津警察署の方をお願いするという立場で、あくまで私達はお願する立場でござい

ますので、県の方に要望する立場ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら現状の指導停止線を正式な一時停止線に替えてくださいという要望があれば、またそれで検討するということですか。そしたらもう公安委員会の見解は入らんということですかたいね。地元の意向だけでやられるということで理解してよろしいですかね。そういうことでよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

私達も要望が上がってきて初めて警察署の方に出向いて要望書をお渡しするということになっておりますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

最後になりますけども、ちょっと私が1つ、これはもう取り越し苦労か心配をしとるんですが、今たまに取り締まりをやられてるんですよ。交差点の横断歩道手前の一時停止の所ですね。それはもう一生懸命やられて、公園の中に立たれて取り締まりをやられてるんですが。ちょっとこう心配になったのは11月16日の新聞に、群馬県で交差点から20メートルぐらい離れた空き地で、車両が一時停止をするかどうかの規制をやったそうなんです。そこが確認が不十分だったということで38人摘発されて、その摘発をされた方の中から「その違反の状況がそこから見えるんですか」という指摘があって、改めて確認をされたら不手際があったということで、その方たちに全員こうお返しをして、点数なんかもお返しをしたとかというような新聞記事があったんですが大丈夫ですよ。ここに聞く話ではないんですが、十分そこら辺考慮されて、私もここに立って見たところ、停止線なんか全然見えんわけですよ。横断歩道の端っこの方が少し見えて、何かを基準に自信持ってやられてるんでしょうけども、是非こういう事態にならないように対応していただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時28分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順7、内村博法議員の①空き家及び空き地対策について、②児童虐待防止対策についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

皆さんこんにちは。ちょっと字句の訂正がありますので、よろしくお願ひいたします。②の児童虐待防止対策ですけれども、この「昨年の」というのを、「昨年からの」というふうに訂正していただけないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

それでは早速質問に入りたいと思います。①空き家及び空き地対策について。適切な管理が行われてない空き家につきましては、地域の治安や景観の悪化に直結し、防災や衛生面の観点から問題となるため、平成27年に空き家等の推進に関する特別措置法。以下、空き家特措法が施行されました。総務省の調査によると、空き家は昨年で846万戸になり、過去最高を更新し、全国で空き家が増え続けていると発表されております。また、空き地につきましては、昨年、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法。以下、所有者不明土地特措法が成立しまして、公共目的に限って使用できるようになりました。これにより利用促進が期待されるところであります。

そこで、次の点について質問いたします。（1）本町における空き家特措法で定める空き家の総数と特定空き家の数はどのようになっているか。（2）これまでに空き家に関する地域住民の苦情はどのようなものがあつたのか。（3）全国では人口減少等により空き家が増え続けているが、本町の先行きの見通しはどのように考えているのか。

（4）空き家特措法によると、市町村は国の基本方針に則した空き家等対策の策定及び協議会の設置を定めていますが、本町では現在これらについては実施されていないようであります。空き家対策を急ぐ必要があると考えておりますが、どう対応されるのか。

（5）現在、移住定住の促進による地域活性化などを目的に、多くの自治体で空き家バンクを設けているが、本町で取り組む考えはないのか。（6）空き家対策としての空き家化を事前に防ぐような取組が重要であると考えますが、空き家化の予防に関する施策はどのように考えているのか。（7）現在、所有者不明土地で困っている公共事業はあるのか。また、実際の公共事業で、所有者不明の土地を使用する場合、所有者不明土地特措法ではどのような手続きになるのか。

次に大きな2番目、児童虐待防止対策についてですが、昨年からの相次ぐ児童虐待死亡事件を受けて、政府はこれまで虐待が疑われるケースについての緊急点検や子ども家庭総合支援拠点の設置を指示してきました。また、児童虐待防止対策を強化するため、親などによる体罰禁止や児童相談所の体制強化などを定めた児童虐待防止法の改正が行われました。そこで、次の点について質問いたします。（1）長崎県は、児童相談所における平成30年度の虐待対応等の状況を今年8月に公表しております。それによると、

（1）平成30年度の虐待相談件数、前年度から142.5%増加し898件。（2）虐待の経路別相談対応件数。（3）虐待の内容別相談件数。（4）主たる虐待者。（5）虐待児童の年齢区分。（6）措置内容別（施設入所、里親委託、その他）対応件数。（7）一時保護状況などが公表されております。本町の状況はどのようになっているか。

(2) 本町の児童虐待防止に関する体制はどのようになっているか。また今後の体制の強化や見直しの計画はないのか。(3) 政府が実施した「虐待が疑われるケースについての緊急点検」において本町の点検結果はどのようになっているのか。(4) 児童相談所や警察などの各機関との連携はどのようになっているか。(5) 県主導で行っている虐待を受けた児童の措置については、施設への入所、里親委託、指導、さらには特別養子縁組など多岐にわたっておりますが、町はこれらの措置についてどのように関わっているか。以上、質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、内村議員の御質問にお答えいたします。大きな①空き家及び空き地対策の御質問でございます。1番目1点目、空き家の総数及び特定空き家の数の御質問でございます。空き家の状況につきましては、平成29年に水道の閉栓情報と表札、プロパンガス等の有無などによる空き家住宅等実態把握調査を実施いたしました。その結果では、居住等での使用がなされていないことが常態化している「空き家」の可能性が高い家屋は254棟ございました。その中で、そのまま放置すれば倒壊する状態、衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態、そのほか放置することが不適切である状態にあると認められる「特定空き家」となる可能性が高い家屋は17棟でございます。続きまして2点目の空き家に関する苦情でございます。地域住民からの苦情等では、敷地内からの樹木の繁茂による隣接地への越境問題が一番多くありました。ほかにも強風による家屋の瓦や塀などの部材及び敷地内残留物等の飛散することへの不安、シロアリ発生への不安、不審者等の敷地内不法侵入を危惧するものなどがありました。次に3点目の人口減少等と空き家の見通しという御質問でございます。空き家が増え続ける要因につきましては、一般的に人々の生活様式の変化や新築への願望、税制的な面などとともに少子高齢化や人口減少が考えられております。現在、将来の見通しを行うような分析等は行っておりませんが、本町におきましても人口減少が想定される中、空き家が増加する可能性が無いとは言えませんので、今後は状況をしっかりと注視してまいりたいと考えております。次に4点目でございます。空き家対策の重要性という御質問でございます。現在、本町における空き家の可能性が高い家屋は254棟ありますが、所有者における利活用を考慮いたしますと、数はさらに少なくなるものと考えております。しかしながら、先程も申し上げましたとおり、今後増加する可能性が無いとは言えませんので、空き家対策における計画策定及び協議会の設置につきましては、他市町における先例等を参考に研究、検討をしてみたいと考えております。次に5点目の空き家バンク設置についての考え方でございます。御指摘のとおり、空き家の増加を抑制するとともに、移住定住の促進を図ることを目的といたしまして、県内においても空き家バンクを設置している市町がございます。一般的に市場価値があ

る物件は不動産業者が取り扱う場合が多く、市場へ流通しないような物件が空き家バンクに登録されているようでございます。本町では、平成29年度の調査では、このような市場に流通していない空き家につきまして実態把握調査を実施をいたしました。現地調査に加え、所有者へのアンケートを行った結果、現在利用しておらず、今後の活用予定もないものは割合的には小さく、数も少ないものと考えております。また、空き家の状況といたしましては、居住可能で程度が良いものが多く、今後民間事業者が手掛ける可能性も高いと考えられます。このようなことから現時点におきましては、空き家バンクを設置する予定はございません。次に6点目の空き家化の予防に関する対策での質問でございます。空き家化の予防対策につきましては、町単独での事業はありませんが、空き家の利活用や維持管理の相談があった場合は、長崎県宅地建物取引業協会が設置しております空き家相談窓口を紹介し、空き家の売却、管理、解体等のノウハウを伝えていただくことで、空き家化の予防につながるものと考えております。続きまして、7点目の所有者不明土地特措法での手続きについてのお尋ねでございます。現在本町が施行する公共事業につきまして、所有者不明土地が事業施行上の支障となっている事例はございません。また、公共事業で所有者不明土地を使用する場合の手続きでございますが、この場合、まずは使用の目的となる土地が、所有者不明土地法に定めるところの特定所有者不明土地の要件を満たすことが前提となりますので、その判断に必要となる土地所有者の探索を行い、要件を満たした場合には都道府県知事に収用の裁定を申請し、土地の権利を取得するという手続きになるわけでございます。

続きまして、大きな2番目の児童虐待防止対策についてのお尋ねでございます。1点目の児童虐待対策等の状況についてのお尋ねでございます。本町の平成30年度虐待相談件数は81件。虐待の経路別相談件数につきましては、学校が25件、保育園、こども園が22件、児童相談所が11件、家族、親族が6件、他市町が4件、その他13件となっております。虐待の内容別相談件数は心理的虐待が45件、ネグレクトが22件、身体的虐待が14件、性的虐待が0件。主たる虐待者は実母が39件、実父が36件、養父が6件となっております。児童の年齢区分で申し上げますと、0歳から3歳までが25人、4歳から6歳までが18人、7歳から9歳までが16人、10歳から12歳までが9人、13歳から15歳までが11人、16歳から18歳が2人となっております。入所措置や一時保護につきましては町の権限ではございませんが、県が行った長与町の子どもの措置件数につきましては、施設入所が2件、一時保護につきましては11件となっております。次に2点目の本町の児童虐待防止に関する体制につきましてのお尋ねでございます。本町では、平成28年度に子育て世代包括支援センターを、平成29年度には子ども家庭総合支援拠点を、それぞれいち早く整備をいたしまして、虐待に関する相談対応から虐待予防に係る各種事業を行っているところでございます。子育て世代包括支援センターでは虐待の一次予防的役割やハイリスク家庭の早期発見を担っており、育児相談を開催したり、電話や戸別訪問を行いながら妊婦や産婦の全体把握に努

めておるところであります。子育て相談専門員1名でスタートをいたしました。相談員2名、補助員1名の計3名体制を確保するよう努めております。また全体を把握した中から、ハイリスク家庭への対応を子ども家庭総合支援拠点において個別にサポートをしております。職員と虐待防止専門員の2名体制で対応しておるところでございます。相談件数が増えておりました。一度に複数の案件に対応しなければならないこともございますので、係員全員が虐待相談に対応できるようスキルアップに努めておりました。計画的に児童福祉士任用資格の取得者を増やしながら、相談体制の強化に努めているところでございます。次に3点目の本町における緊急点検結果についてのお尋ねでございます。緊急点検につきましては、これまで2度実施をしているところでございます。1度目は昨年7月末に厚労省より乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施につきまして調査依頼がございました。指示に基づき、住民基本台帳から抽出いたしました中学生以下の全ての子どもにつきまして、居住実態を把握し、全員の安否確認を完了した旨を報告いたしております。2度目は今年2月に教育委員会はじめ関係各機関へ、一定期間一度も登校していない児童生徒等の安否確認依頼があり、本町の子どもたちにつきましては全員の安否が確認されたことを、それぞれ報告をしているところでございます。次に4点目でございます。児童相談所や警察など他機関との連携についてはどうなっているのかという御質問でございます。町が設置する要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造としておりました。児童相談所、福祉事務所、保健所、警察、医師会、ほか子どもに関わる支援機関等に参画をいただいております。まず代表者会議では、町や各機関の虐待防止への取組や現状報告につきまして意見交換を行い、虐待予防策や対応策について協議を行っております。次に実務者会議では、児童相談所、福祉事務所、教育委員会、主任児童委員に加え、今年度からは警察署にも参加をいただき、全ケースにつきまして情報を共有し、見守りの確認や援助方針の見直し等について協議をしております。最後に個別ケース検討会議です。ここでは、要保護児童が所属する保育園や学校の先生方、経済困窮家庭につきましては、社会福祉協議会の支援員や家計相談員、医療機関に掛かっているケースにつきましては、小児科や精神科の医師等にも参加をしていただき、家庭の状況を情報共有した上で、援助方針や役割分担につきまして協議をしておるところであります。主な町の役割としましては、要保護家庭への支援の調整や指導となりますが、DVや身体的虐待など、ケースによっては警察に見守りをお願いしたり、対応が困難なケースにつきましては、児童相談所に同行を求めるなど、必要に応じて関係機関に御協力をいただきながら、虐待対応に努めているところでございます。最後に5点目の措置に対する町の関わり方についてのお尋ねでございます。町が対応しているケースの中で、一時保護や強制介入の必要があると判断したケースにつきましては、町から送致文書を児童相談所長宛てに送付し、児相のケース会議の中で措置の内容について決定されます。また、保護者から施設入所の相談を受けたケースにつきましては、児相に報告し対応し

ていただいております。直接、虐待通告が児相に入ったときは、ケースに応じまして、町に連絡が入り、安否確認や状況確認などの依頼を受けることもあります。また、措置解除の際には、子どもが地域に戻るわけでございますので、見守り体制を整えるためにも、町にも連絡をいただくようお願いをしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

詳しい説明をいただき、ありがとうございました。この2件とも本来言えば個人の領域で発生した問題がですね。これまで社会問題化して、そして大きい社会問題となってきました、そして法律の制定とか改正がこれまで行われてきたわけでございます。そういう意味で、この2件を今回質問として取り上げたわけでございます。それでは、空き家になってる原因というのが先程ちょっと触れられましたけども、人口減少とか、そういうのがあるということで。現地調査をされたときに空き家になってる原因というのを少し詳しく分析されているならば、教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

空き家が増える要因につきましては、町長答弁で申しました分と重なりますが、生活様式の変化とか、新築への願望、税制的なもの、こういったものが考えられますが、ほかにも核家族化等による生活様式の変化、これも含まれると思いますし、長与町の場合には多いかと思えますけど、進学就職による町外への転出、これがありまして、それに伴う今度相続等こういった部分が絡んで、結果的に空き家になるとかですね。こういったものが要因として考えられますが、人口減少とかそういった部分も含まれて、複合的な案件で結果的に空き家が増えていくものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは次に、長与町の空き家の特徴としてどのようなものがあるか。さっきの原因も長与町の特徴としては転出した例とか。そういうのがありますけれども、例えばある地域にこの空き家が集中してるのかどうか、そしてまた高齢化が高い地域に集中しているのかどうか。そういった特徴はあるのかどうか。この254件でしたかね。これがあるのかどうか。その辺りもし分析されていたら、よろしく願いいたします。それと私、長与ニュータウンに住んでおりますけども、高齢化率がもう既に47.9%となっております。あともう少しすれば、50%超えれば限界集落ですかね。あるいは限界団地と言われているそうでございます。地域との共同体ですか、これが薄れていくという、危機に陥るということが危惧されているわけですけども。そういった地域との関連はある



のかどうかですね。この254件ですね。関連性があるのかどうか。長与町の特徴として、それを御説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

あくまでも長与町の特徴として、まず調査の結果から言わせていただくと、どうしてもその地図上に点をプロットするという形で落として見えてくる部分としましては、長与町の都市化が始まりました昭和の後半に出来たような団地ですね。こういった所にプロットする点が多かったと考えております。その所有者の方々が基本的に今現在70代とか80代とかで所有権をお子さんに譲ったとか、但しお子さんはもう外に出てるとかですね。そういった形で空き家と思われる状態になってるのが多いかと考えております。それと高齢化との兼ね合いにつきましては、直接その高齢化率と照らし合わせて、空き家の数と一緒にしまして数字は出していないため、関連性と言うのは私どもでちょっと把握はしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

結局、高齢化率は把握してないけども古い団地ですね。昭和後期に建てられた団地。長与ニュータウンもその範疇に入ると思うんですけどね。そういった所が多いと言う分析結果ですね。次に、調査方法はなかなか難しいんですけど、先程町長が言われた外観しかできないんですけども、空き家特措法によれば1年以上ですかね、空き家になっているというのは定義されているんですけども、それもなかなか難しいと思われまます。それから先程の空き家特措法の特定空き家ですかね。4種類、町長が説明されましたけども、これ特定空き家ということで認定されているんですかね。17件ですね。この法律の趣旨に則って可能性があるっていう表現を町長が使われたんで。これは認定されているんですかね。そこのところをちょっとお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

認定してる、してないとなると、しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると、特定空き家になりますと、法律上、いろんな措置ができるわけですね。段階的に助言とか、指導とか勧告、命令を出していくと。そうすると法律上のこの段階というのは無いと考えていいですね。そういうことをございますね。確認ですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今現在では指導、命令等は行っておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

この特定空き家ですかね。勧告まで行くと固定資産税の住宅用地特例から外されるとい、所有者にとっては厳しい措置が出てくるわけでございます。それから命令。これに違反すると行政代執行で家屋を解体するという措置がとられるわけでございますけれども、やはり町民の安全安心を考えるのであれば、この法律の趣旨に立つと、早く認定作業を急ぐのではないかと。私はこのように思っております。この特定空き家というのは先程町長が説明されたように非常に危険な家屋なんですよね。だから早く急がないと何か事故か起こった場合に困るのではないかなと思っております。従って指定を、この指定の判断は町が行うわけですから、急ぐ必要があるのではないかなということをおもっておりますけれども、その点はいかがですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

町長の答弁と重なる部分がありますが、長与町においても、どうしてもその空き家等が今後増えないとも限りませんので、まず協議会を作るとかですね。法的な整備をする。こういった部分については、前向きに検討を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

特定空き家の認定。最低私はこの法律で定めている空き家の策定計画ですか。協議会はあるでしょうけども、その計画は、最低でも急ぐ必要があるんじゃないかと思えます。と言うのも、やはり住民から苦情が来た場合にどう対応するかとかですね。窓口はどこなのかっていうのはまだ町民も分かってない方もおられるんですよ、実際私のところにも苦情は来ておまして、その関係もありまして、この問題を取り上げたわけでございます。そういうことで、できるだけ早く、策定計画は急がなきゃいけないと思えます。それから先程の利活用の問題ですね。これも特措法に謳われているわけです。何らかの形で、やっぱり今、県が今年かな、空き家バンクに今までの形態とは違ったのを打ち出してきてるんですよ。それは民間の設立団体に全て任せるとい。それに対してリフォームとか、そういう支援を行っていきこうという制度を今年度から作っているんですよ。それに五島市と松浦市が手を挙げてるわけですね。それは今までの空き家バンクの運営

方法とはちょっと違って、市町村の負担は減ると思います。情報だけ、極端な話、空き家の情報を流して、その団体が空き家の公募を募っていくと。そして契約もその団体が行っていくというような内容です。その民間の団体には不動産業者とか専門家が入ってやっていくという趣旨のものが今年度から始まっておりますので、そういったものも参考にしながら、是非利活用を今後進めていって欲しいと思います。

それから、この前の全員協議会で「まち・ひと・しごと」ということで、空き家の活用が取り上げておられたんですね。その中で空き家活用とちょっと違うんですけども、福岡に行ったり、移住のPRをしたり、やはり何か行動を起こしたら、これまで12名の移住の実績があると説明を聞きました。福岡に行って長与のPRをしてですね。やはり、こういう行動が移住者を増やすんじゃないかなと思ってるんですよ。それで12名ですかね。確かこの前の御説明で移住者の実績として上がってきてるわけですよ。だから、そういう意味じゃ空き家バンク。先程言った長崎県が取ってる方式でもいいですから、そういった活用も是非今後検討していただきたいなと思います。

それから土地所有者不明の件なんですけども、この所有者不明の土地で去年12月、同僚議員の質問で、課税納付通知書を送ってる所は全件問題無いと。こういう回答で。所有者不明の土地というのは無いと。こういう御答弁をいただいているんですけども、その後1年経って、そういう所有者不明の土地があるのかどうか。そして今回、課税ですから課税していない免税点以下の土地があると思うんですよ。30万以下ですか。評価額がですね。こういう所有者不明の土地があるのかどうか把握されてるのか。そして免税点以下の土地の筆数と面積はどの程度あるのか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

まず、課税上で所有者不明の土地がないのかということなんですけども、年度当初に、今年度も納税義務者の方には納税通知書を送っておりますが、全て到達しております。ですので課税上の所有者不明の土地の問題はあっておりません。次に、免税点未満の土地。先程価格ということでは言われてましたが、課税標準額が30万未満の土地ということですので、この分についての筆数ですが約2,100筆。面積は約168万平米になります。免税点未満の土地について所有者不明の土地があるのかということなんですけども、免税点未満で納税義務者となっておりませんので、税務課の方から納税通知書は送っておりませんので、送っていないものについては調査しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると、この免税点未満の土地については把握してないと。結論的にですね。調査しないと分からないということですかね。確認ですけど。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

調査をしないと分からないということになります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは、この件については再度町長に質問したいんですけども、長与町の空き家対策というのは、現状は空き家を調査して、現在そのデータベース化の段階で止まっているんですよ。この前の全員協議会でもそういう記載がなされておりました。今後は本格的に空き家バンク、少なくとも空き家特措法で定める空き家対策の策定。これは早急に行う必要があると思うんですけども、町長の考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員のご質問がありましたけども、空き家の可能性が高い家屋というのは254棟ぐらいあるというお話しました。その中で特定空き家になる可能性が高い家屋が17棟ということで申し上げたところでありすけれども、今後もこういった形で増えてくるというケースもあろうかと思っておりますので、その辺りは十分準備をしていく可能性はあると思っておりますので、その辺りは議員がおっしゃるような形での対応というのも併せてですね。検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは、児童虐待の件に移らせていただきます。本当にこの児童虐待っていうのは去年の東京目黒の事件。それから今年1月の千葉県野田市の事件。それから札幌ですね。鹿児島。つい最近ですかね。島根でも無理心中を図ったという事件がもう立て続けに起こっております、非常に憂慮する事態になっておるんじゃないかなと思っております。長崎新聞に長崎県の児童相談所の夜の様子が掲載されてましたけども、タイトルとしては「児童虐待対応。長崎の現場と静寂破る夜の電話。未明に保護。朝から会議」と。こういったのが新聞に載っておりました。大変、緊張感が伝わる内容でした。所長のコメントとして、子どもと家庭を中心に動き、児童相談所と関係機関が連携して、それぞれの機能を発揮して支援することが重要ですと。結局のところ地道な努力を続けるしかないと言うコメントがありました。それを聞きまして、そのコメントが大変印象に残った次第です。また、いろいろ私の方でも調査する中で、役場含めて第一線の現場。この児童虐待対応に当たる方々には大変な御苦労があると思うんですよ。やはり子ども

を扱うということと保護者への対応。それから関係機関との調整交渉ですね。こういったいろんな業務があるわけでございます。それを考えると本当に大変な仕事だなと思えます。しかも繊細で慎重に、かつ48時間以内に基本的には安全確保しないといかんと。こういう時間的な制約もある中で大変な難しい仕事をされていると。こういうふうに認識しております。そういうのを前提に少し再質問させていただきたいと思えます。通告から措置まで、基本的な流れを簡単に結構ですから御説明していただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

通告から措置までの一連の流れという御質問でございますが、通告が入った場合に、まずは子どもの安全確認を行います。そして家庭状況の確認を行います。まずは在宅支援というところで、その家庭に長与町で行っているいろんな子育て支援の制度を活用していただいて、まずは家庭内で安定した生活ができるように支援を行ってまいります。ただ緊急度によっては、例えば子どもが怪我を負われているとか、家庭の方に訪問に行った際に、非常に子どもが生活をする場にふさわしくないような環境の中でいらっしゃった場合には、例えばごみ屋敷になっている家庭については職員も一緒に行って家庭環境を整えるというお手伝いをさせていただいたり、一緒に掃除をしたりですね。あとライフラインが止まっているとか。緊急度によって一時保護が必要と判断をした場合には、児童相談所の方へ通告及び送致を行います。そして再度、児相の方でも協議をされた結果で、一時保護をするかということの判断がなされていくような形となってまいります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程、体制ですね。この子ども家庭総合支援拠点。これは3名って言われましたかね。ちょっと人員の確認ですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子育て世代包括支援センターの方は3名体制で、そして子ども家庭総合支援拠点の方は2名体制で実施をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると、国の指導では子ども家庭総合支援拠点は、人口規模によって算定されますけども、長与町の規模であれば2名ですね。最低2名以上設置しなさいというふうになっているわけですよ。だから、その基準は満たしているわけでございますけども、

やはり今後充実していく必要もあるのではないかと。町長答弁にもありましたけどね。私はそういうふうを考えてます。それで子育て世代包括支援センターというのは、また別にあるわけですね。これとの役割分担はどのようになっているのか。また組織上、対等の位置付けになっているのかどうか。ということをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

包括と拠点の役割分担ということでございますけれども、まずは包括支援センターの方で妊婦あるいは子どもの全数把握を行ってまいります。各家庭の状況の把握ですね。その中で要支援家庭あるいは要保護家庭ということで位置付けをするようになるんですけども、要支援家庭については包括の方で見えてまいります。その中でハイリスク家庭につきまして拠点の方でフォローをしていくという形になっております。対等の位置なのかどうかというところですけども、対等と言いますか、まずは全数把握する包括支援センターの職員がいて、その中で特にまたリスクが高い人をピックアップして、拠点の方で手厚くフォローをしていくというような体制になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程、私も申し上げました、日本各地でいろいろ事件が発生してるわけですけども、この虐待が起こってる背景とか原因ですね。ケースによって違うかもしれませんが、何故起こるかというその原因。いろんなケースがあると思いますけれども、今、現場で対応する実務担当の方でどのように把握されてるのか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

虐待発生の原因と申しましょうか、背景についてでございますが、要因は決して1つのことではなく、複数の原因が絡み合っ、こういった状況が生まれてるのではないかなと思っております。例えば、お母様の育児経験不足であったりとか、親御さんまたは子どもが病気を持っていたりしゃるとか、経済的に苦しいですとか、子どもが発達障害による育てにくさがあったりですとか、あと保護者の生育歴っていうのも非常に関係をしているように思っております。相談を受けて感じていることが、今申し上げましたように複数の課題を抱えていることが多いなということと、あと保護者の方には虐待をしている認識があまり無い。いわゆる躰と虐待のラインというのが不明瞭だなというのを感じます。そして3つ目に保護者自身の困り感が非常に少ないということで、困り感が無い保護者につきましては、なかなか支援の手が、届けよう届けようと何とかして繋がろうとするんですけども、何も困っていませんということで、なかなか支援が行き届か

ないところがあるというのを感じております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程の虐待の通告ですね。これは国民にも義務が課されたわけですがけれども、この第一報の通告ですね。これは匿名でも可能と。厚生労働省のを見ますとですね。匿名の場合でも、できるだけ通告者の名前を聞くように努力しなさいと。こういうふうになるわけですね。今現在この通告はやっぱり匿名が多いんですかね。どうなんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

電話による通告、地域住民とかですね。ほとんどの方がお名前をおっしゃっていただくことが多いです。と言いますが、必ず、良かったら連絡先と名前を教えてください。確認を今から私たち行きますけども、再度確認をしたいことがあるかと思しますので、できれば教えていただければ助かりますということで、お話をさせていただきますと、ほとんどの方がやはりお子さんを心配して通告をしてこられる方ばかりですので、ほとんどの方が匿名でということではなくって、名前をおっしゃっていただくケースの方が多ございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程、県との役割ですね。町長の答弁の中でも触れられたんですけども、原則として、この児童虐待防止法の改正によって、市町村が第一義的な相談窓口になってるわけですよ。法律上はですね。リスクの高い案件については県への送致とか、こういうふうになるんでしょうけども、その辺りもう少し具体的に役割分担ですかね、県との。ここら辺りを少し説明していただけないか。と言うのも、この連携ミスで重要な案件に至ったケースというのがあるわけですね。これは主に児童相談所の判断ミスとか、それから警察との連携が主だったんですけども、市町村と今度県との連携がどのようになっているか。もう少し御説明していただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

県と町の大きな役割分担につきましてですけども、町の基本的な虐待対応のラインというのが在宅支援。これがメインになってまいります。在宅で支援が難しくなってきた場合、それと困難ケースについては県の方でお願いをするというような形になっております。これは児童福祉法にも役割分担というのが示されてはいるんですけども、町

の方は、まず子どもの家庭の実情の把握をすること。あと子育て家庭に対していろんな情報の提供すること。もちろん相談の対応であるとか、いろんな調査を行うこと。4つ目に支援の提供を行うこと。これが町の役割となってまいります。県の役割としましては一時保護、里親の関係、あと医学的、精神保健上の判定を行うような難しい判断を必要とする場合、専門的な判断が必要な場合というのが、県の役割となってまいります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程、要対協ですね。中に警察とか現在は入っているわけですよね。国の指導も、要対協の中に必ず警察を入れなさいと。そういう指導が来ているんで。これ代表者会議でも来ておられるんですかね。全ての個別ケースでも、実務者会議でも警察関係は入っておられるんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

本町におきましては、要対協は平成18年に設置をいたしております。その中に当初から警察の方は入っております。代表者会議とあと個別ケース検討会議につきましては、そのお子様の関係する機関に今までは集まっていたいております。それから実務者会議については、これまで警察の方に入っていたいてなかったんですけども、今年度から実務者会議の方にも警察の方には関わっていただいて、今までは必要な件数だけを警察の方にも情報提供をしておりましたけれども、全てのケースについて今は警察の方と情報共有をしているような状況となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今、こども政策課が中心となって虐待防止に取り組んでるんですけども、現場、特に教育関係。これはどのような体制をとっておられますか。虐待防止について。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

学校の方は、まず役割としましては早期発見。これが学校の役割の第一義だと考えております。その点で子どもの観察、あるいは子どもの相談。こういったことについて十分に注意をしながら受けている状況。さらには欠席が3日続いた場合は声で必ず確認すること。1週間続いた場合には家庭訪問をして本人を確認すること。ということで確認を行っております。

○議長（山口憲一郎議員）



内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。学校関係も重要です。あそこの野田事件では、子どもへのアンケートを今取っておられますね。学校でですね。その虐待を子どもが通告したアンケートが保護者の方に渡って、それが重大な事故を起こした可能性もあるというふうに新聞で言われてました。だから、このアンケートの取り扱いは十分注意する必要があるんじゃないかなと。この野田市の場合は、保護者から恐喝されて出せということで、仕方なく出したっていう事例なんですけども。だから、このアンケートの取り扱いは、今どうされているのかですね。教育現場で。それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まずアンケートにつきましては、これは別件でございますが、いじめも含めて子どもからの声を引き出すために毎月、あるいは実施できないときには2か月に1回、必ず子どもたちからのアンケートを取っております。このアンケートの取り扱いにつきましては、今議員御指摘のとおり、様々な角度から秘密を守るというふうなことが必要ですし、また秘密を守るという条件の下に子どもたちが本音を書いてくる。というふうなことがございますので慎重に取り扱いをするということを行っております。また、御指摘がありました、そういった強制的にそれを見せて欲しいというようなことがありましても、危険性が感じられる場合につきましては、そういったことはもう決してしないようにということで行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程、里親制度とか、縷々話されました。そして、最近では「189、いち早く」というのが12月3日から無料化になりました。相談しやすいようにですね。ということで国の方もそういう改善をされてきております。それと、私もこの前11月28日でしたかね。長崎県の出前講座で里親制度の御紹介、募集が主だったんですけども、出席させていただきました。やっぱり里親経験者の方が出てこられてまして、いろいろ経験談を話されました。やはり、子どもの虐待に伴うそういう措置で、こういう方が非常に頑張っておられるというのが非常に感銘を受けました。したがって、やはりこの虐待を起こさないというのが本当に重要なことではないかなと。根絶を目指してですね。やっていかなければならないかなというのをつくづく感じた次第です。したがって今後やはりこの里親制度とか特別養子縁組。今度改正されましたですね。6歳から15歳にですね。ああいう特別養子縁組も、親と暮らせない事情が出てきた場合に今後活用が期待できるのではないかなということでやられております。したがって、そういったことをや

はり町民の皆さんにPRする必要があるんじゃないかなと。このように思ってます。もちろん11月のこの児童虐待防止月間では広報を通じてやっておられますけども、そこを是非何らかの機会をつかまえて、やっていただきたいなと思います。PRをですね。最後に町長の方にお尋ねしますけども、虐待防止について町長の強いお気持ちをお聞かせください。体制の充実とか、そういうのも今後必要になってくると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

児童虐待というのは非常に悲惨でつらい件ではありますけれども、これは、まず家庭、そして地域、学校、そして各種機関。こういった所の連携というのが非常に大切だと思うんですね。その中でも一番大事なのは、いち早く発見すると。それから、先程議員もおっしゃるように里親等々のこともあろうかと思えます。非常にデリケートな問題ですので、我々はその辺りも考えながら、早急に対処できるように体制も整えていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩します。

（休憩 11時43分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、金子恵議員の①災害に強い安全安心のまちづくりについて、②今後の財政運営についての質問を同時に許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

皆さんこんにちは。早速ですが、質問の方に移らせていただきます。今回はテーマを2つとっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず1問目、災害に強い安全安心のまちづくりについて。ある文献によると、自然災害とは、様々な地球科学的な現象、台風、豪雨、土石流、突風、地震、津波、噴火、これらによって人間社会が受ける被害と定義されています。今年も大型で強い台風19号が伊豆半島から関東を縦断し、広域で記録的な豪雨による水害で河川の氾濫や水害被害が広範囲で多発、関東のみならず長野県や東北3県でも大被害が相次ぎ、堤防決壊は1

00か所を越す大災害となりました。また、西日本豪雨を越す1都12県に大雨の特別警報が発令されており、死者80人以上という最悪クラスのケースとなりました。これは100年に1度の規模だったとの指摘もあります。この災害を対岸の火事と捉えることができない状況が全国で多発している今、本町の防災対策も現状を見極めつつ、新たな視点で考えていくべきと感じています。正常性バイアスが働くことで人は過小評価し、それが逃げ遅れの原因となり、命を落とすケースもあると言います。現在の気象状況を考慮し、根本から防災というものを考え直し、周知していくことで、住民の安全安心を確実なものにしていく責任があり、日々更新していく必要があるのではないかと感じています。全国的に異常気象が続く中、改めて防災、減災について確認し、また更なる強化の取組を期待し、以下の質問をいたします。

1、災害に関する様々な情報を住民の主体的な防災活動にどう繋げていくのか。2、自然災害が多発する中、防災の考え方も変化していくと思うが、どのように住民の命を守るのか。防災、減災対策の基本的な考えは何か。3、避難勧告をするような緊急事態になった場合、町の災害対策本部と地域の自主防災組織の連携はどうするのか。また、機能させるための強化が必要ではないかと感じるが、どのように取り組むのか。4、避難行動要支援者の支援制度を進めているが、視覚障害者、聴覚障害者への配慮をどのように考えているのか。以上、4点を中心にお伺いいたします。

②今後の財政運営について。常に厳しい視点で財政状況を見ながら、事業見直しや行政の効率化を進めていくことは、少子高齢化が進展する中、また、現在の低成長時代に必要と考えています。そして、できるだけ町債残高を減らし、将来、財政が硬直化しないようにすることも重要になってきます。一方で少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大や公共施設の老朽化改修工事費などの、安全安心な暮らしの実現に向けた事業に係る歳出の増加も想定されます。今後は安定した財源の確保に向けた取組を行うとともに、事務事業評価や行財政改革を継続しながら、費用対効果の高い予算編成や効率的な予算執行を行う必要があると思います。そこで令和2年度予算編成が行われるに当たり、以下の点を質問いたします。

1、歳入面で自主財源の確保にどう取り組むのか。2、歳出面の経常経費抑制への取組はどのようなものか。3、補助金、使用料手数料の見直しなど具体的な取組を行ってきた。令和2年が最終年度だが、第4次長与町行政改革大綱実施計画の課題をどう捉えているか。以上3点を中心にお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは金子議員の御質問にお答えをいたします。大きな災害に強い安全安心のまちづくりについて。その1点目が、災害に関する様々な情報を住民の主体的な防災活動にどう繋げていくのかという御質問でございます。災害による被害の軽減には、住民が力

を合わせて助け合うことが極めて大きく、町といたしましても災害に関する情報といたしまして、大雨洪水等警報発表時には、Jアラートによる防災行政無線放送、登録制メール、フリーダイヤル、SNS、ホームページ、ケーブルメディアへの自動連携を行うなど、速やかに情報が伝達される仕組みを構築し、住民への情報提供を行っておるところであります。自治会、消防団には戸別受信機を設置し、こちらにも同時に避難情報を届けるなど、様々な方法によりまして情報を配信しております。このような情報を日頃から災害への備えとして、住民自らが家族の避難方法の確認や防災情報の入手、活用につかまして主体的に取り組み、また地域の状況を認識するとともに、住民同士で地域の課題や問題を積極的に話し合える場、住民が集える環境作りをすることが必要だと思っております。自治会や自主防災組織、地区コミュニティなどの連携による防災活動の推進が、住民の主体的な防災意識の向上に繋がり、各地域での防災体制作りがなされていくものと考えております。本町におきましても、自治会、自主防災組織の防災訓練で災害に関する講話による啓発活動も行っているほか、大規模災害に備え、長崎市北消防署浜田出張所、地元消防団や社会福祉協議会、警察などの各団体と連携した防災訓練を実施するなど、日頃より、顔の見える関係作りの構築を図りながら、住民の防災意識の向上に努めてまいります。今後とも各団体へ協力体制の支援をしてまいりたいと思っております。

続きまして、2点目の自然災害が多発する中、防災の考え方も変化していくと思うが、どのようにして住民の命を守るのか。防災減災対策の基本的な考えはどのようなのかという御質問でございます。議員が御質問されておりますとおり、近年の大規模災害を受け2013年の災害対策基本法の改正におきまして、地域住民等による自発的な防災活動に関する計画であるところの地区防災計画制度が創設をされ、地域住民等向けのガイドラインが内閣府より公表をされました。阪神淡路大震災では、閉じ込められた人々の救出と消火活動を同時にする必要に迫られたほか、東日本大震災では、市町村の行政機関そのものが被災し、行政が被災者を助けることが難しい状況に陥るなど、行政による対応が限界状況であった中、地域住民同士の助け合いによって、その危機を乗り越えた実績があります。大規模な災害時の公助の限界と自助、共助の重要性を踏まえ、地域における自助、共助による防災活動を推進していくことが不可欠ではないかと考えております。自らが自らを守る自助。地域住民相互による共助。公共機関による救出、支援などの公助。この3つが総合的に機能することが災害ときには大切であると考えておきまして、日頃から必要な準備をしておくとともに、災害が発生したら落ちついて避難や安否確認などの行動が取れるような訓練や指導、助言を実施をしていきたいと考えております。

次に3点目でございます。避難勧告をするような緊急事態になった場合、災害対策本部と地域の自主防災組織の連携はどうするのか。また、機能させるための強化が必要ではないかと感じるが、どのように取り組むのかという御質問でございます。地域防災計画におきまして災害が発生し、または災害の発生が予測され、その規模及び範囲からして応急対策が必要と本部長が認めたときには、長与町災害対策本部が設置をされます。

本部長の指示によりまして、副本部長、各関係所管へ伝達がされ、初動機能を強化するため、統括部、情報部、対策1部、対策2部を設置し、優先的に応急対応に当たることとなっております。関係機関、住民等に対しては、防災行政無線、防災ファックス、広報車、電話などにて通知することになります。自治会長宅には戸別受信機も設置されておりまして、防災行政無線放送、登録制メール、フリーダイヤル、SNS、ホームページ、ケーブルメディア広報等の情報媒体を活用した情報発信により、自治会や自主防災組織への周知を図ることとなっております。しかしながら、情報発信だけでは限界があり、町民自らが情報を得ようとするのが重要であります。そのためにも防災関連事業を充実し、住民一人一人の防災意識の向上を図っていく必要があると考えております。平成31年2月には、町制施行50周年記念事業といたしまして、自主防災組織、自治会長会、防犯協会主催で実施をいたしました体感型防災アトラクションでは、多くの住民の方に参加をしていただき、防災意識の向上が図られたものと思っております。また平成30年3月には、長与町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定をいたしまして、この全体計画では、町内の自力で避難することが困難と考えられる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、観光客、外国人等の要配慮者のうち、一定の基準を満たした避難行動要支援者に対しまして、平常時より災害時における避難支援方法を定めるなど、災害時の機能強化を図っておるところでございます。

次に4点目の視覚障害者、聴覚障害者への配慮という御質問でございます。災害が発生した際の視覚障害者及び聴覚障害者に対する配慮といたしましては、避難行動要支援者避難支援に同意をされている方は、個々に避難支援担当者が付いており、災害情報の伝達及び避難所への誘導について、できる範囲での協力をお願いしているところでございます。また、避難所などでの配慮につきましては、長与手話サークルと協力体制のお願いをしております。当然町内の方々でありますので、全員の方々が被災されていることも考えられ、長与手話サークルにおかれましても、ほかの関係団体との会議などを通して、災害時の協力体制をお願いしているところでございます。また、大災害に見舞われた場合には、避難所運営が自治体で対応できないことも想定をされ、その際は長崎県災害対策本部におきまして、支援をしていただくこととなっております。

続きまして、大きな2番目の今後の財政運営ということでございます。1番目の質問が歳入面での自主財源確保の取組についてのお尋ねでございます。持続的な行政運営を行うためには、歳入確保と歳出削減への取組は必要不可欠であることは言うまでもございません。本町も全国の多くの自治体と同様、生産年齢人口の減少などにより、将来にわたる自主財源の確保に大きな懸念を持っております。しかしながら、新たに利活用できる財源を継続的に確保し続けることは、現状におきましては難しい状況でございます。こうした中、高田南土地区画整理事業の一括施工による早期完成を目指すなど、今後も一定の人口を維持し、安定的な税収を確保すべく取組も進めているところでございます。また、今後におきましても、国県補助金等の積極的な活用を図るとともに、国県

以外の補助金につきましても、関係機関における制度を十分調査し活用するなど、歳入確保を常に研究、検討を重ねてまいる所存でございます。

次に2点目の歳出面の経常経費抑制への取組についてのお尋ねでございます。経常経費削減の取組といたしまして、平成29年度当初予算編成時より、前年度予算額の一定額を予算要求枠として設定する、いわゆるシーリング方式を導入をいたしまして、事業費をはじめとする経常的経費にマイナス5%を設定するなど、歳出削減に努めてまいりました。このようなシーリング等による歳出削減の取組により、限られた予算の中でサービスの低下を招くことなく、質の向上を目指そうとする職員の意識改革も高まっております。また、具体的な事例の1つといたしましては、庁舎内や学校関係のパソコンなどの調達方法をリース方式から買取方式へと段階的に移行しまして、経費削減を図っておるところであります。今後におきましても職員一人一人の知恵を結集し、地方自治法の本旨である最少の経費で最大の効果を生み出すような、効率的かつ効果的な予算編成及び予算執行に努めてまいる所存でございます。

次に3点目の第4次長与町行政改革大綱の課題についての質問でございます。この大綱の6つの基本方針のうち、財政の健全化につきましては、先に述べました自主財源の確保のほか、次のような取組を行っているところでございます。まず、公的資産の有効活用におきましては、公共施設劣化状況調査結果や利用状況を踏まえて、各公共施設の方向性や優先順位を全庁的に検討するとともに、個別施設計画を策定する準備を進めておるところであります。また、徴収体制の整備につきましては、平成28年度から徴収体制の一元化を行い、収納推進課を中心といたしまして、徴収業務の効率化及び徴収体制の強化を図ってきたところでございます。さらに水道局におきましては経営戦略を策定し、水道、下水道事業ともに計画的、効率的に経営ができるような健全化に取り組んでおります。今、申し上げました取組以外にも財政の健全化は多岐にわたっておりますが、計画通りに取組は進んでおります。しかしながら、近年の自治体の行財政運営は、防災、減災対策をはじめ、子育て支援や雇用対策、高齢者対策などに加え、増え続ける社会保障費への対応や公共施設、道路、橋りょう等の老朽化対策など、行政需要がますます多様化、複雑化し、その時々で発生する課題に対し、迅速な対応を迫られておるのが現実でございます。今後も引き続き、健全財政の基本であるところの財源確保に取り組むとともに、当町が実施する事業におきましては、優先順位に応じた事業実施を徹底するなど、財政健全の維持に努めてまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

では、まず1番目の災害に関して再質問させていただきます。先日より同僚議員の方が防災に関して質問しておりますので、ある程度重なる部分は確認ということでさせていただきます、新たな質問を交えながら進めさせていただきたいと思っております。まず、今年の

関東から東北にかけて降った記録的な大雨ですけれども、これは浸水想定区域外で被害が起きているということで、専門家の方が自治体作成のハザードマップは、安全確保の最低限の手掛かりにしか過ぎないと呼びかけているという記事が掲載されておりました。本町において、どのような災害を想定されますかって言うのが、もう今となっておかしく思えるぐらい、どこで何が起こるか分からない気象状況であります。昨日、今あるハザードマップ以外にも洪水等の新たなハザードマップが作成されるということで答弁をされておりましたが、今後のそのマップ活用をどのように考えているか。また、県の方ではリスクシナリオというのを設定して思うんですけども、本町においてはどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、議員が御指摘のとおり、今年度県によりまして長与川が水位情報周知河川指定されております。これに伴いまして、浸水想定区域図を長崎県の方が今年度中に作成することとなっております。これに伴いまして令和2年度に洪水のハザードマップという形で措置の方を講じていただけることとなっております。先週もその関係で県の方から説明を受けております。その関係上、長与町におきましても令和2年度以降に洪水ハザードマップの着手ということで考えさせていただいております。こちらを含めたことによります浸水想定区域を設定したハザードマップが完成できるものと思っておりますので、そちらにつきましても現在のハザードマップ等々、住民の方に活用いただけるように、配布できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

最悪の想定、そのリスクシナリオというのをやはり設定していく。頭の中に入れておくとか、協議をしておくというのが、今後、減災に繋がると考えておりますのでお願いをしておきたいと思えます。いろんな質問が出ておりましたので、避難行動要支援者の制度のことでちょっとお聞きをしたいと思えます。昨年6月時点で、昨日も数字的にも同僚議員が申しましたが、全国で14%しか個別計画が策定をされていないということで、この課題の1つに民生委員など、その支援の担い手がなかなかいない。不足しているということが原因に挙げられているというふうになっておりました。通告書でも言ったんですけども、10月の台風19号では浸水被害によって、高齢者の方が80人以上亡くなられたというニュースがございましたけれども、いざというときを想定して行政主導の体制っていうのが、整備っていうのが必要になってくるのではないかとこのように思うんですね。確かに共助とか、自助、共助、その辺り重要だということを理解した上で質問をさせていただくんですが、昨日、出ておりました不同意者に

についても名簿は提供できるという答弁でしたけれども、どこにどのように提供して、どのような想定をしているのか。その辺りをお答えいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

避難行動要支援者につきましては、避難の際の支援の同意をされた方、それと不同意者と分かれるわけですが、同意者につきましてはもちろん御近所に避難支援担当者という方が付いておまして、その方ができる範囲での協力をいただくということになっております。不同意者の方につきましては、名簿としましてはシステム管理をしておりますので、大規模災害等そういった必要が生じた場合には、いろんな機関に提供できると法の方でなっておりますので、例えば、消防であったり、警察もしくは大規模になると自衛隊とか、そういった所への支援協力の機関の方に名簿を提供して、避難の支援、そのほかいろんな災害に関する支援に活用をしまいたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

命を守るというのは、今、プライバシーのことがいろいろ言われますけれども、命の方が大切ということで、この名簿提供を速やかに行い、被害が拡大しないような体制と、こののをきちんととっていただければというふうに思います。今日、ある新聞に夜間災害ということについて記事があったんですけども、これによると夜間災害時には自治体職員も被災している可能性が高く、行政による緊急の対応は厳しい。災害はその地域によって、例えば海岸、山間地などで危険性が異なることから実用に応じた避難訓練を繰り返していく必要がある。備えの大切さを強調するという記事がありましたけれども、まさにこのとおりで、そういうふうな訓練を交えながら多くの皆さんに、避難の誘導もそうですし、自分自身が避難をするというところの取組というのを改めて構築していただければというふうに思っております。

次に、10月に町議会の方で報告会を開催いたしました。そのときに聴覚障害を持つ方が参加をしてくださったんですけども、その方からの御意見が、まず、防災無線は もちろん聞こえません。高齢者にとっても今は住宅の壁というのが防音壁になって、この防災無線というのがなかなか聞きづらいという意見をいただいたんですね。できることは先程も言ったように、共助の部分は理解しておりますけれども、基本的にこのような聴覚障害ですとか、例えば視覚障害者。こういう方の避難をどのように、どのような仕組みになっているのか。避難所までの移動は誰が支援するのか。そして基本的にこういう方たちというのは、福祉避難所に移動して連れていくという対応になるのか。その辺りちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）



細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず視覚障害者、聴覚障害者の方ですね。障害をお持ちの方とか、体が不自由な方とか、そういった方全て含めてになるんですが、先程の答弁と重なりますが、避難行動要支援者の同意をされてる方につきましては、避難支援担当者の協力が得られると思います。それ以外の方につきましては、町の方としましては、まず同意をしていただくというのを進めていきたいと思っております。それと、いろんな関係で同意をしていただけない方もいらっしゃるんですけども、そういったところにつきましては、いろんな支援の機関にお願いをするという形になるかと思えます。それと福祉避難所につきましては、まず、災害が起きた場合の避難につきましては、あらかじめ台風のように想定ができるものとかもあるかもしれませんが、状況に応じてですけども、まずは一番近い避難所の方へ避難をしていただくことになるかと思えます。それから中長期にわたり避難生活が続くという場合につきましては、配慮を要する方等につきましては、そういった福祉避難所への移動であったりとか、人的派遣による避難所運営が必要かと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

なかなかこういう場で聞くのも変なんですけど、よく理解できました。では参加してくれた聴覚障害者の方が嬉里中央地区の方だったんですけども、長与川からしたら地形的に低いということで、浸水被害。こういうものをやっぱり懸念されているんですね。役場からして嬉里中央地区っていうのは、長与川を挟んで対岸に、反対側にあるわけですけども、そちらの方の地区の避難所って無いんですよ、高台に。ビューテラスの公民館とかになるのかもしれないんですけど、一時的に。いつでも橋を渡って役場の方に避難をして来れるという状況が絶対ということではないので、やはり向こうでの避難所というのもきちんとして確保して、住民に周知していく必要があるかというふうに思うんですけども、そういうところはどういうふうに考えておられますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今の御質問でございますけども、私どもが今現在、自主避難所の開始をするときには、まだ災害が発生する恐れがある状況での5か所の開設を主にやっておるところでございます。そして、浸水が予測されるような大水害が発生する恐れ、発生した場合は橋を渡ってこちらに来ることが危険な状態というふうになろうかと思えますが、そういう対策のために27か所の指定避難所っていう形でしておりますので、今の地区については、まず一番近い方向でいきますと北陽台関係の学校等とも協定を結ばせていただいております、いつでも体制がとれる協力体制をとっておりますので、そういう身近な安全に

早目に避難ができる場所という形で対応していただくことになろうかと思えます。今おっしゃったように橋を渡るケースというのは、あくまで自主避難のときに使っていたら避難所の5か所でございますので、そういう体制をとっているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

向こう側の地区っていうのは皆前ですとか、嬉里中央、そして北陽台も高台ですので、風、風雨の被害というのも想定されますし、この質問された方は聴覚障害をお持ちですので、そういうところに敏感にアンテナを張ってらっしゃるんでしょうけれども、なかなかその理解が進んでいないというところは周知不足のところもあるかと思えますので、個別には言いませんけれども、6月の広報とかに防災に関しての記事が載ってたりするので、その中でも地区での27か所の避難所だったりとか、そういうものを少しでも分かるような地図的なものでもいいので掲載されたらどうかなというふうに考えております。

次に、この防災なんですけれども、平成25年12月に国土強靱化基本法というものが制定されました。この国土強靱化地域計画についてちょっとお伺いいたしますけれども、この第4条において地方公共団体の責務について明記されてあります。そして13条において、地域計画を定めることができるというふうになっております。今年3月の策定状況というのは46都道府県が策定済みです。市町村においては、まだ91市町村に留まっているということで、この計画は大規模自然災害等に備えるため、それと事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する施策、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施することで、強靱な国づくり、地域づくりを推進するために制定されたというふうになっております。所管としては、私は企画の関係なのかなと思ったところなんですけれども、今日防災の観点から強靱化計画についてちょっとお聞きをするということで、地域計画の策定というのは法律上は義務規定にはなっていないんですけれども、地域の強靱化を総合的に実施すること。こちらは地方公共団体の義務規定になってます。この点について見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず国土強靱化計画につきまして、特徴としましては国土利用の経済社会のシステムの強靱化に着目をしまして、地域にいかなる自然災害が起ころうとも対応できる体質、構造に変革していく視点から検討するものとなっております。被災前における平時の施策に対します対象としましては、災害発生時とか災害発生後の対応を対象とするものではないというふうになっております。これによりまして令和元年8月2日、国土強靱化の推進に関する関係省庁の連絡協議会におきましては、令和3年度の地方公共団体が実

施する国土強靱化関係補助金交付金事業につきましては、国土強靱化計画書の策定を要件化しまして、未策定市町村につきましては配分無しということを検討することが決定されております。これを受けまして、努力義務という形でこの計画書の作成はなっておりますけれども、県内においても策定の動きが現在、どの市町も動きをとるような形になってきております。長与町につきましても、先程も議員がおっしゃったように地域の産業振興であったり、高齢化対策、保険医療でありましたり、自然環境保護だったり、農林水産、まちづくりの政策等に影響が出ますので、そちらについては今後作成の方に着手してまいりたいという考えでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今、補助金のことが出ましたので、そちらの方をちょっとお伺いしますが、地方新聞において、この計画について本町は「膨大な事務量が必要、人手不足と専門職員がいない。しかし補助金の対象から外されないように取り組む」というふうに長与町の見解として載っておりました。他市町とか民間事業者との連携調和という観点からも考えないといけないでしょうし、この計画自体がやはり多岐に渡るということで、厳しいところもあるとは思いますが、国土交通省の社会資本整備総合交付金や防災安全交付金、そして農林水産省の地域整備交付金など、32関係府省庁所管の交付金とか補助金などの支援が講じることができるというふうになっているようですので、やはり早急に進めていくべきだとだと思うんですね。いつを目途に策定するのか。今後の予定、ロードマップをどのように考えているのか。具体的に考えてることがありましたら御答弁願いたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程も答弁いたしました、令和3年度には、この地方公共団体に関する補助金交付金事業について要件化したものが今現在示されております。そうするとやはり令和2年度にこの策定を終えて、その体制をとる必要がございます。策定予定としまして令和2年度5月を目標にしてやっていきたいというふうに考えております。これは県の方にも報告しておりますので、そういう形で対応させていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

補助金も関係してきますので、早急な着手の方が必要かというふうに思っております。昨日も施設複合化について質問もあつたようですけども、先程、嬉里地区の高台避難の件を質問しましたが、この補助金の活用ができないかなというふうに思った

んですね。ちょっと確認もさせていただいたので、この質問をさせていただきますけど、図書館と防災拠点、避難所の複合施設を建設することができないか。こちらの方も申請するに当たって1つの材料として考えていただければというふうに思うんですけども、そこまで具体的なことは進んでないでしょうかね。一応来年2月、令和2年度の策定予定ということで、まだかとは思いますが、そちらの考え方というのをお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

所管の方としましては、今言われたように図書館との併設した部分で、そういう補助金の確保ができるのであれば今現在作成に入る準備でございますので、中を詳しく調査いたしまして、そういうものが利用できるのであれば、町として当然対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

ちょっと私もこの補助金申請の仕組みというのが分かっていない部分もありますけれども、活用できるのであれば、しっかりと計画を策定して、申請をして、それが図書館建設にも繋がるというのであれば、一石二鳥という言葉をちょっとここで使うのはどうかと思いますけれども、良いのではないかと思うので、検討していただければと思います。正常性バイアスというのを私、通告書の方で使わせていただきましたけれども、人間は災害が自分自身に振りかかるというようなことを想定できない生き物だというふうに言われているそうです。しかし日本だけではなくて、やっぱり世界中でこういうふうな異常気象による想定外の災害が多発しているということは、やはり長与町でも何十年か前に水害があったぐらいだと、そういうふうな安易な想定ではなく、しっかりといろんな最悪のパターンっていうのを考えて、取組をこれからも考えて安心安全のまちづくりに繋げていただきたいというふうに思っております。

では次に、今後の財政運営について幾つかお聞きをしたいと思います。町税の柱というのは、固定資産税と町民税によるものですが、この固定資産税というのは、人口や景気による変動が少なく、町民税は人口が減少すれば当然のことですけれど減ります。ちょっとお聞きしたところによると、本町の30代、40代でしたっけ、所得がだんだん以前に比べて少なくなっているっていう話もお聞きしました。景気の動向によっては給与所得にも影響が出てくるでしょうし、税制の改正がなければ今後数年で大きな増減があるというふうには考えられないですけども、しかし町税収入の安定的確保を図るため、法人町民税の増収に向けた企業誘致にも力を入れていくべきだというふうに思うんですね。この企業誘致に関しては、これまでも幾度となく質問させていただきましたが、この第4次長与町行政改革大綱実施計画にも盛り込まれておりますので、財政

面を考慮した観点から見解を改めて伺いたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

企業誘致に関しましては、第4次長与町行政改革大綱実施計画において企業誘致による雇用機会の拡大として取組の方を明記しております。具体的なKPI等の目標値は設定をしておりますが、これまで長与町は長崎市に隣接する好立地条件を背景に、より良い生活環境に満足していただけるように、まちづくりの方を進めてまいってきたところです。この実施計画の期間が平成28年から令和2年までということで、この期間における具体的な実績、その辺りを御紹介しますと、平成29年5月にビューテラス北陽台にイオンタウン長与が開業いたしました。今後も医療法人の立地や医薬品等の販売店の進出が予定をされておりますので、新たな雇用拡大や定住促進、住民の所得向上、こちらに繋がっていくものと考えております。今後においても町税の安定確保、あと法人住民税の増収、これに向けた取組を継続的に実施していくために企業等の進出について積極的に関係団体と連携をとっていく必要があると財政的な面から考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

企業誘致ということに関しては、なかなか厳しい面もあろうかと思えますけれども、やはり今後も継続して取り組む課題であろうと思えますので、その点は要望しておきたいというふうに思います。次、普通交付税についてちょっとお伺いしますが、人口の減少等に伴い交付税の算定に用いる基準財政需要額が減ることで、交付額が減少することになるのかなというふうに思います。様々な施策を通して減少を緩和させるように、こちらもやっぱり努力していくべきだというふうに思えますけれども、今後の普通交付税の見通しについてどのよう捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

議員御指摘のとおり、普通交付税の算出の主要な測定単位は人口になっております。この人口が減少すれば基準財政需要額は減少いたします。しかし、少子高齢化で人口が減少するということは併せて生産年齢人口、こちらが減少するということが、それに伴って町税等の収入が減少し、基準財政収入額も減少することになります。結果として、基準財政需要額も基準財政収入額も、どちらも減少することになりますので、交付税の額は一定変わりがないように思われます。しかしながら、人口が減少しましても高齢化による社会保障関連費が増加いたしますので、基準財政需要額は増加傾向に向かうものと思われます。それにより普通交付税は今後、当然増加していかなければならないと思

っております。しかし、国の政策として平成28年度から国はトップランナー方式というのを導入しております。このトップランナー方式というのは、行政経費の効率化を図っていない団体や行革に取り組んでない団体、これに対して交付額を抑制する対策です。本町においては、トップランナー方式による影響額というのは最小限に押さえられましたけれども、今後の普通交付税の交付額、これについては従来と同様に一定のルールに基づいて国の裁量によって算出されますので、国の状況が財政難であることを考えれば、当然、普通交付税の額は減少傾向に向かっていくものと思っております。今後は具体的な交付額を見込むことというのは非常に困難ですけれども、議員御指摘のとおり、ある程度、普通交付税の額を確保する方策があるとするならば、今まで以上に行政改革に取り組んで、行政運営の効率化を図っていくことが一番重要なことではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

交付税の原資である国税5税と言われる、たばこ税だったり、酒税、こういうものが増加していない傾向にあるので、この普通交付税は横ばい状態ということを以前の委員会の中でも聞いたかというふうに思います。これを補填する目的で創設されたのが、臨時財政対策債ということですが、こちらの方も抑制する傾向にあるということで、これらを踏まえて本町の財政運営にとって支障はないのか。この点はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

臨時財政対策債が減少するという事は、借金をして地方がお金を借りる代わりに国の方が現金交付をするといったことになりますので、これは財源が起債の方から現金の方に組み換えられることになるだけですので、財政運営の方に支障はございません。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。第4次長与町行政改革大綱実施計画では、ホームページを見たところ、ランク付けっていうか、進捗状況評語SからDまでこちらの方のランク付けがトップページにはあるんですが、実際の各施策には載ってないんですね。ですからどういうふうなランク付けで継続実施というふうに書かれているのかがちょっと分からないんですけども、継続実施ということであればこれはこれで成果であると言えるのかなというふうに思っております。ただ、平成28年度から来年度が5年間で最終年度になりますけれども、今まで補助金の削減など、どれ程の成果があったと。あと1年残しての質問になってしまいますけれども、どのように評価しているのか。この点はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

補助金につきましては、平成28年度より補助金の交付要綱の整備、それと運営費補助から事業費の補助への転換。あと補助対象経費の精査。こちら等今現在も進めてるところでございます。補助金につきましては、公益上の必要性、有効性、妥当性、あと交付団体の財政状況等を検証した上で、町と補助金交付団体との役割分担等の整理、この辺りを含めた上での見直しが必要であると考えておまして、一定の期間を要するものと考えております。また毎年度、事務事業評価や振興実施計画、予算のヒアリング等で常に補助金等については精査を行っております。そういった意味でそれぞれ補助金の担当課もそうですし、補助金を受ける交付団体においても補助金見直しへの意識付けというのは定着してきておると思っております。その面に関しては補助金の効果が上がっていると財政的には考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この補助金というのは何年前に質問をしたことがありましたけれども、おもしろいと思うのが、こちらを減らしても、また新たに補助をしないといけない団体だったりとか、施策だったりとか、何かいろいろあって減らしようがないもの。でも減らせる部分という、何か独特な性質を持ったものだなんて感じているんですけども、今後も補助金に関してのあり方というのは考えていただきたいと思います。

公共施設に関して、この財政運営の中で公共施設の総合管理計画というのは、とても重要な位置付けになってこようかというふうに思います。この計画が長期にわたる重要な計画であることから、財政面でですね。見解として今後ずっと、まだ個別計画もできていない段階ですので、どういうふうになるか分からないですけど、財政的な考え方として、どういうふうにご考えておられるのか見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

公共施設等総合管理計画は、長期的な視点を持って計画的に更新や改修を行うと。そういった意味で財政負担の軽減や平準化を図ることができる重要な計画であると認識の方をしております。その理由の1つといたしまして、事後保全管理から予防保全管理へと転換することで施設の長寿命化を図って経費の縮減は見込まれる。そして、施設の更新を行う際には、集約化や複合化、あとダウンサイジング。これら必要な機能を維持しながら経費縮減に繋がる手法を検討することができると、そういった面が挙げられます。合わせて施設の改修、更新には多額の費用が生じますから、その辺りについては国の補助金、あと有利な起債、基金等を活用して、それらを調査研究してこの総合管理計画に

沿った財政負担の軽減、そして平準化の方に今後も努めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

役場の方、公会計制度になりましたけれども、これによって財務諸表を作成することで、資産や負債などの情報が把握できるようになったと思います。また公会計活用の柱となるものの中に、固定資産台帳の作成と減価償却費の累積があつて、これによって資産の適正管理に資するものというふうにされているかと思うんですが、今後、公共施設の更新や統廃合を検討する上で、基準とすることができて組織を醸成するというか、無駄を省き本町に最適な施策を展開していくことが可能になるというふうにならばちょっと個人的に思うんですけども、どのような考え方をお持ちなのか。お聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

まさに今、議員がおっしゃられたこと、そのとおりでございます。公会計制度の導入には現金主義に基づく自治体の財政において、資産とか負債とか、そういったストック面の状況が不明確であったと。そういう導入の背景がございます。今、全国の自治体においては、高度経済成長期に整備されたインフラとか公共施設、こちらがまさに更新時期を迎えており、公会計制度は、これら公共施設の総合管理を推し進める上で非常に不可欠なものとなっております。その制度の柱と言えるのが、今、議員の御指摘のあった固定資産台帳の整備でございます。固定資産台帳を整備することで減価償却費、これらが把握できます。それにより資産の老朽化比率、あと施設の更新時期や更新に係る経費、それらを検討する基準とすることができるようになりました。今後、公共施設の更新を検討する中で、公会計における資産の適正管理を、これを一定の基準としまして、併せてあと個々の施設における更新や統廃合等については、利用目的とか、効果とか、住民にとって何が必要で、何が必要でないか。そういったことを見極めながら財政負担の軽減に繋がるように調査とか、研究とかしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。将来の公共施設等の更新というのは、財源確保のためにいろんな各自自治体で考えられていると思うんですけども、今日はまだ質問はいたしませんけれども、そのための基金の創設なども考えられて、しっかりと取り組んでいる。ここは取り組んでいないということではないですから、やっている、進めている。そういうふうな運用が有効ということで進めているということもございますので、基金のあり方も含めてこの公会計制度にせつかくなって、いろんなものが数字として見えたりとかいうふうになら



なってきましたので、そちらの方しっかりと活用しながら、今後の行財政の運用に力を入れていただきたいというふうに思います。この行財政運営っていうのは、今までその予算というのが重要視されがちというか、でも結局は、本来の組織運営というのは決算こそ結果責任が求められるものとしてなければいけないというふうに思うんですね。特に政策の結果責任というんですか、を通じてその住民福祉の向上がいかにかに達成されたのか、この点が重要かというふうに思いますけれども、9月議会で平成30年度決算をどのように評価して次年度、令和2年度の予算編成に繋げていくのか。この辺りの仕組み、内容、そういうのが簡単で結構ですので教えていただければというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

毎年度9月議会で前年度の決算というのが審議されるわけですが、執行部の方におきましても、前年度に実施した事業、今年の9月議会であれば、30年度に実施した各種の事務事業ですね。これについては妥当性、有効性、効率性、その3つの視点から評価を行って、今後の方向性や改善策の方を決定しております。当然、当該年度、今、令和元年度の事業も進行中でございますので、その辺りの進行具合等も考えたところで、次年度の予算等に反映をしておるところでございます。常に予算編成においては、こういった事務事業評価等を踏まえたところで予算編成に取り組んでいるところです。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

喫緊では会計年度任用職員制度。これも来年の令和2年4月1日施行期日というふうになっておりますので、今後、国の施策とはいえ財政負担ということも認識しておかなければいけませんし、いろんな様々な要因があって、厳しい財政状況というのは続くかというふうに思います。今後も継続して住民福祉の後退がないよう、財政運営を行っていただきたいということを要望して、一般質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 13時59分～14時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、堤理志議員の①学童保育への支援について。②粗大ごみ、拠点収集についての今後の考え方について。③学校選択制の変更についての質問を同時に許します。

11番、堤理志議員。

○11番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。まず1点目の質問をいたします。学童保育への支援についてです。先の9月議会で学童保育、放課後児童クラブの職員配置基準の一部緩和の対応について質問をいたしましたところ、関係者へのアンケート、意見交換をしたのちに方向性を決めたいとの趣旨の答弁でありました。そのあと、学童関係団体から議会に対し懇談会の申し入れがありました。その席上、学童保育側の要望としては、学童の安全を守るために現行の配置基準を維持して欲しいこと。支援員の体制を整えるまでに時間が必要なことから要件の弾力的運用を継続して欲しい旨のことでありました。町にもその見解は伝えられているというふうに思いますが、どのように臨む方針なのかを質問をいたします。

2点目、粗大ごみ、拠点収集。この拠点収集は資源の拠点収集についてであります。これらの今後の考え方についてでございます。自治会長会理事会において、町はこれまで実施してきた粗大ごみの収集並びに資源の拠点回収の方法について、見直し検討を進めていく考えを表明したと耳にいたしました。最終決定には至っていないことは理解しておりますけれども、議会としても、自治会、また住民の皆さんの考えなどを今後把握したり、注視したりしていく必要があるというふうに考えますので、2点質問をいたします。1点目、町として、これからこれらを見直す考えに至った理由。そして、どのように見直す考えなのかを伺います。2点目、今後の時系列的な計画の進め方はどのように考えているのでしょうか。

3点目に学校選択制の変更についてであります。教育委員会の会議録を先日読ませていただきましたけれども、その中で、本町が実施している一部学校選択制について、見直し作業を検討するというようなことが記載がなされておりました。一部学校選択制について、どのような理由で見直しが必要と考え、どのように検討する考えなのかお伺いをいたします。以上よろしくお願いをいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、堤議員の御質問にお答えをさせていただきます。3番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。私の方からは、1番目と2番目の御質問につきましてお答えをいたします。

はじめに、1番目の学童保育への支援についてのお尋ねでございます。学童クラブの職員配置基準の緩和につきましては、関係者へのアンケート調査を8月に実施をいたしまして、10月17日に意見交換会を行ったところでございます。その意見交換会の中で、現行の配置基準については緩和しないこと。また、要件の弾力的運用については継続する旨をお伝えをいたしまして、合意に至っておりますところであります。したがって、認定資格研修を修了をしていない支援員、いわゆるみなし支援員の経過措置期間につきましては、延長する必要があることについても合意に至っております、令和2年3月議会におきまして、上程する予定である旨もお伝えしたところでございます。

次に、2番目の御質問でございます。2番目の1点目、拠点回収の見直しの理由と内容について、2点目の今後の計画の進め方についての御質問につきましては、関連がございますので併せてお答えをさせていただきたいと思っております。長与町における粗大ごみ、資源化物の拠点収集につきましては、地域の公民館や公園などを活用し、減量化や分別による再資源化などを目的に、自治会や住民の皆様の御理解と御協力により、ずっと今まで長年継続をしてきた状況でございます。この活動によりまして、分別の啓発や再資源化の推進に長年にわたり多大な御尽力をいただいております。このことに対しまして、自治会及び住民の皆様方に改めて御礼を申し上げる次第でございます。まず、年に2回あります粗大ごみの収集の見直しに至った理由についてでございます。1点目に粗大ごみにつきましても費用負担の公平化を図るとともに3R。リデュース、リユース、リサイクル、この発生の抑制、再利用、再資源化の3Rでございます。3Rの意識向上につきましても推進するためでございます。これは、これまで無料回収してきた粗大ごみに関しても、燃やせるごみや燃やせないごみなどと同様に、排出量に応じた御負担をお願いし、公平性の確保と3Rによる減量化を推進するという考えでございます。2点目でございますけれども、これは不法投棄や産業廃棄物の排出及び町外からの違反搬入を防止する必要性があるためでございます。3点目といたしまして、回収場所付近に回収作業後に残る金属片やガラス片などの危険物等の発生を未然に防ぎ、安全性の確保と環境面への配慮を図るためでございます。4点目でございますけれども、粗大ごみ排出期間中の自治会役員の方々の業務負担及び作業中のけがの解消を図るためなど、主にこの4点を改善点といたしまして検討を進めてまいりたい。そのように考えております。

次に、2点目の資源化物の拠点回収の方法についての見直しの理由を御説明させていただきます。1点目には、高齢化も進む中、新聞雑誌など重量物については、特に生活弱者や排出困難者等へ配慮した改善策が必要ではないかと考えているところであります。2点目に、拠点回収よりも住民の方が少しでも出しやすい収集形態への改善も検討すべきであると考えているところでございます。資源化物を容易に出せる収集形態へ改善することにより、燃やせるごみや燃やせないごみへの資源化物の混入を抑制し、適正な分別及び再資源化の促進へつながることもメリットとなるのではないかと考えております。3点目に、自治会の役員の方々の業務負担の軽減を図ることでございます。今後の進め方といたしましては、粗大ごみや各資源化物の種別ごとの特性を考慮し、保健環境連合会や地域の皆様の御意見や見解をお聞きしながら、収集形態等の再構築について協議を重ねてまいりたいと考えております。さらに見直しを行う場合は、十分な周知期間を経て、円滑に移行できるように取り組んでまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、堤議員の3番目の学校選択制の変更についての御質問にお答えします。現在、本町では自治会と学校を限定し、部分的に学校選択制を行っております。令和元年度において、この選択制を利用して校区外の小学校に通っている児童数は、長与小学校が299名、高田小学校が34名おります。これまで、学校選択制の廃止につきまして、保護者や地域住民の御意見をいただくことがございました。選択区域にお住まいの保護者の御意見の中には、「小学校入学時にいずれかの学校を選択しなければならないが、その選択が正しかったのか、という思いに駆られることがある。選択制を廃止して、決められたとおり入学することが保護者にとってはプレッシャーが無い」といった意見がございました。また、地域住民の方から、「同じ自治会でも小学校が異なるため、子ども会の運営がやりにくい」という御意見をいただいたこともございます。これらの御意見から、選択区域の廃止について通学区域検討委員会に諮問しましたところ、「令和8年度に選択区域を廃止すべきである」という答申をいただきました。このような経過により、7月定例教育委員会におきまして、令和8年度から選択区域を廃止することを承認していただきました。今後は、通学区域についての検討も必要であると考えております。検討方法につきましては、通学区域検討委員会を中心に議論していただく予定でございます。そして、PTAや選択区域の保護者、自治会、コミュニティ協議会等への御説明を行うとともに、十分御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

この学童保育の問題については、9月議会の一般質問の中で取り上げたわけでありませけれども、12月に町と学童保育関係団体との間で意見交換をして、それから判断をしたいというような答弁がありましたけれども、先日、議会との懇談会の中で、そのスケジュールだと、例えば3月の条例改正になった場合に4月からの変更実施っていうのが非常に期間がないものだから、タイトになるというようなこともあって、12月の意見交換会ではなく、少し早めて実施したというふうにお聞きしたんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。これは当然やはり現場最優先でやらないといけないということで、それがだめだとかは全く思っていないんですが、基本的にそういう流れの中で、少し早目に実施したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

9月にも御質問をいただきましたし、保護者の方が心配をされてるという声もお聞きしましたものですから、早めて協議の場を持たせていただいたという経緯がございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

ちょっと今の町長の答弁の中で気になったのが、3月の議会で条例改正議案を出した  
いと、出す予定だという御説明がありました。そういった理由であれば、早目に意見  
交換もして一定の結論が出されたのであれば、この12月議会で出した方がより現場サ  
イドといいますか、学童関係者もスムーズに対応ができるんじゃないか。何か3月可決  
されるだろうけど、どうなのかなって、やきもきするんじゃないかなと思うんですが、  
12月にやはり出すというのは難しかったのか。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回大きな焦点というのが2つございます。1つが、従事する者の人数ですね。そこ  
の人員配置をどうするかっていう点と、あともう1つが、みなし支援員の経過措置をど  
うするかというところの、大きく2つ改正の内容がございます。そして、従うべき基準  
から参酌すべき基準に法が変わりまして、現在の基準が最低ラインを捉えているという  
ことで私たちも考えておりましたので、緩和するという事はもう一切考えていないと  
いうことをお伝えしております。ただ、現場の方でひょっとしたら今の最低ラインの基  
準がもし困っている部分があるのであればということで、お話をさせていただきました。  
現場の方も、アンケート調査の結果でも、現場の困り感というところは緩和をすること  
の方が困るんだってという御意見で、町の考えと一致をしておりますので、もう緩和はし  
ませんということをはっきり申し上げております。そして、みなし支援員の件につきま  
しては、来年の3月31日までが経過の措置期間なんですけれども、実際に支援員の資  
格認定研修を受けたいという希望の方がいらっしゃるのに、県の受け入れ側の方がなか  
なか受け入れができていなくて、希望者全員が資格研修を受けられない状態にあるとい  
うことをお伺いしております。ですから県の方も、例えば研修の開催日程を増やす考  
えがないのかとか、その辺りをちょっと今県の方にもお尋ねをしながら、希望される皆  
さんが研修をしっかり受けることができるようになるまで、経過措置期間というのを延  
長しなければならないというふうに考えております。その期間の延長をいつまでにする  
かというところがまだ定まってないということで、ちょっと12月には間に合わない  
と。ですから、3月には必ずやりますということで、皆さんには御説明をさせていただ  
いているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

非常に込み入った専門的な話なので今ひとつ、私がストーンと胸に落ちたというわけ  
ではないんですけれども、弾力的な運用ではないけれども、そのみなし期間を延長する。

なるべく延長できる方向で調整をしながら、3月議会にそれをかけてきたいという考えだというふうに理解してよろしいのか。それとも、ちょっと難しいということなのか。もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

経過措置の延長はしたいと思っております。ただ、それを1年延ばすのか、2年延ばすのか、5年にするものなのか、その辺りの経過措置期間の年数をいつまで延ばせば、資格認定研修を受けたいという皆さんが受けることができるようになるのかというところを見きわめるために、少し時間をいただいているというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

ということは、基本的な理解の仕方としては、支援員の体制を整えるということと、その配置基準を維持するという点について、おおむね合意ができた。そして、そのことはもう関係団体の方には伝達は済んだと、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

10月に意見交換をさせていただいた際に、まずは学童の方からこういうことをお願いしたいという御意見をいただきました。町も全く同じように考えております。そのようにしたいと思っておりますということも返事をさせていただいて、ただ、どうしても条例改正が必要になってまいりますけれども、その期間をどのくらいにするのかっていうのは、まだ決めかねておりますので、3月には必ずやりますということでお話をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

この件については、今はもうほぼ両者が合意できたということなので、もうこれ以上聞くことはないというふうに思います。ということで、この学童保育については理解をいたしました。それで、次に資源の収集と粗大ごみの問題について質問をさせていただきたいというふうに思います。まず粗大ごみの見直しについての考え方なんですけれども、先程、排出量に応じた負担をしていただくようなことも1つの考え方に入っていたというふうに思うんですけれども。この粗大ごみの収集の方法なんですけれども、今現在の収集方式、いわゆる公民館とか公園とかでやるような、あの方式を継続して、そし

て料金を有料にするという捉え方なのか。それともう1つ、今現在申し込みによって粗大ごみを戸別に有料で収集するという現行のやり方もやっていますけれども、これをやっていくってということなのか。この辺りは、どういうふうな方向になるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

現在、有料で御希望の方について戸別回収をしております。今回の見直しについても、全面的に戸別回収による有料収集ができないか、ほかの方法もないのか。あくまでも戸別回収というのは、回収方法の1つでございます。ほかにもいろいろな方法がありますので、1つの選択肢として、今から検討をさせていただきたいという考えでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私も、この粗大ごみのあり方を、こうした方が良いんだ、ああした方が良くなって自分の中でも結論がよく出ておりません。昨日の夜に、私たまたま今年度班長が回ってきておりまして、自治会の集まりに出席してきましたけれども、その中でもやはりそういったごみの話ってというのはよく出るんですけれども、今現在自治会の役員から出される意見としては、これはあくまでも私が所属してる自治会に限った話ですけども、現状の粗大ごみの収集のあり方というのがあまり評判がよくありません。昨日も出された意見では自治会の担当者、例えば環境部とか、その自治会によっていろんな言い方があるとは思いますが、うちの自治会の場合だったら環境部の担当者が粗大ごみの収集場所に管理といいますか、みかじめに行くけれども、担当者が帰ったあとの、もう深夜であるとか朝方に、何か全然想定外のものがどんと出されていたというようなことで、非常に困っているという意見が出されたり、本来、粗大ごみとして扱う以外のもの、昨日出ていたのは、石膏ボードが出てたとかいろいろありました。私が前担当してたときも、大きなタイヤが出たりとかバッテリーが出たりとかありましたけれども、そういったものが出たときに、町が委託してる業者がこれはもう引き取れないということで置いていかれたり、そしたらもう結局、環境部の人が自宅に持って行って保管したりとか、自分で何とかやってるというような方もいたりで苦労されている。それからもう1つが、長崎市内に近い高田付近の方で言えば、どうも市内の方の人が夜中に持ってきて置いてるというようなことで、これはどうしたもんかってというような話があつて、「堤さん、議会にこれ出たら頼むよ」とまで言われて、プレッシャーも掛けられてるんですけれども、とにかくそういうようなことで、なかなか評判がよくないというふうに聞いてるんですが、住民福祉の方では、いろんな声が聞かれてるかなと思うんですけれども、そういった声というのは、やはり多いのかどうか。この辺りの現状いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

議員がおっしゃったとおりの声が多数寄せられております。特に粗大ごみのときの違反ごみですね。町長の答弁の方でもございましたが、夜中に業者が産業廃棄物を持ってくるとか、役員がいらっしゃらない12時とか2時とか、そういった時間帯を狙ってテレビを置きに来るとか、冷蔵庫を置きに来るとか、その比率が年々年々増えております。こういった背景には、県下で粗大ごみの無料回収をしてるのが長与町と時津町だけです。同じ様な状況は時津町の方にもございます。特に時津の方は、大きな団地等々とも近い面もありまして、聞いた話ではトイレの便器が数十個粗大ごみに搬入をされたりとか、そういった悪質な搬入が非常に増えております。そういった側面もあって、町外からの搬入の抑制、それから違反物、それから産業廃棄物の搬入を抑制するためにも、是非この回収の方法を変えたらどうかというのと、その出した分だけの御負担をいただくという、ほかのごみと同じような方式を採ったらどうかというふうな、いろいろメリットデメリットそれぞれあると思うんですが、その辺りも十分に研究をさせていただいて、ある程度、回収の方針を出すような努力をさせていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

もう1つの観点と言いますか、考えないといけないことについてなんですが、粗大ごみを出さざるを得ない住民の方々の中で、例えば、不用品がどんどん溜まって行って、ごみ屋敷化しないように。それから住民の生活環境の変化。これは何かと言いますと、自分の自治会のことで申し訳ないんですが、どんどん高齢化が進んでいく中で、高齢になった一方の方の伴侶が不幸にあったというようなときに、やはり家財道具を一定処分しないといけないけれども、高齢で重たい荷物が持てないというような方たちも当然いらっしゃるわけで、粗大ごみをどうするかというようなことを今後検討していく中で、今言ったような方々にどういうふうな手だてをしていくかということも考えていかないといけない。私の家の裏の方にも、ちょっとした物を置いて、これ粗大ごみに出そうかなと思ってたけど、うちから粗大ごみの収集場所までの距離がかなりあって、ちょっともう運び切らんって、軽トラか何か借りてこないといけないかなというような状況も、かなりの方が思っちゃると思うんで、そういう状況も加味して今後検討していく必要があるんじゃないかと思うんですが、そういった弱者と言いますか、高齢者、また障害のある方。環境行政が、そうした方々にも目を向けていくっていうことは必要だと思うんで、その辺りの考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）



現在、高齢者のごみ出し支援活動をしております。粗大ごみに関しては、なかなか家の中から運び出すことができないとか、そういったお困りの点も現在あって、ここがちょっと課題になっております。例えば、有料化した場合についても、家の外にお出しできないという場合については、誓約書等を交わしていただいて、幾らか例えば手数料を取る所もあるんですが、家の中に入って行って荷物を運び出すというふうな支援の拡大をされている所もあるようです。こういった方法、いろいろな支援があると思いますので、高齢者とか弱者の方とか、そういったところにも配慮ができるような取組と言いますか、仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今後検討していくということなので、詰めていかれる中で、そういったことも当然考えていかれると思いますが、是非そういった観点を取り入れていただきたいということと、粗大ごみは終わりました拠点回収の問題なんですけれども、私が住んでおります長与ニュータウン東自治会は、この16分別の拠点回収が開始するときのモデル地区ということで、当初からずっとやってきた経験があるので非常に情熱と言いますか、役員方も未だに熱心で、もう御存知だと思えるんですけども、もう神経質なほど見回って、いろいろやっているという状況があります。そういう状況で一生懸命取り組んでいるんですけども、その方々が言うには、ステーションに戻すというのは良いんだけど、資源の質が低下するんじゃないかという心配をされていて、先程の中でちょっとよく分からなかったんですけども、逆に良くなるというような趣旨のことをおっしゃったんじゃないんですかね。拠点回収は、控えきれなかったんですけども、住民が出しやすくなるメリットで、その資源の質についてはいかがですか。やはり問題無いというふうに見ておられるか、それとも質が低下する恐れがあるのか。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

例えば、ステーションの方に資源を出すということになると、出しやすくなる反面、質が落ちるっていう懸念もしております。先程町長の答弁もございましたけども、どうしても出しづらい。車が無いとなかなかとか、御家族の協力が無いと出しづらいというふうな方もいらっしゃるようです。さらに先程言いました生活弱者については、特に遠い重いということになると持っていきたくても持っていけないと。そういうふうなデメリットと言いますか、御負担が大きいという部分もあるんで、先程言った質が落ちるっていう部分もありますが、逆にステーションだったらちゃんと分別して、あそこだったら分けて出そうかなという方もいらっしゃると思うので、質が落ちるっていうのを少し懸念はしてるんですけども、何らかの啓発とか、いろんな方法をもって、その質が落ちない

ように対応していければというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

この拠点回収の見直しについては、私も住民の方から、やはり今までの拠点回収の方法で非常にコミュニケーションも取れて良いという意見もある一方、もう本当大変なんだという意見、両方聞いております。今おっしゃったとおりの状況、今からちょっとそのことを言おうと思ったんですけど、拠点回収の当番に当たっておりますと、先程から言いますように、私たちの自治会が、団地が造成されて40数年ですよ。ということは35歳ぐらいで家を建てられた方が、もう後期高齢者に差し掛かった方もかなりいらっしゃるというような状況の中で、例えば、私、今班長と言っていましたけれども、確か7月の私の当番のときは大雨警報が出ていて、そのときにも雨合羽を着て、みんなで新聞紙類が濡れないようにといろいろ苦勞しながらやって、大変な思いだったんですね。もう1つが、来年の2月が当番なんですけども、この1月、2月というのは非常に寒い時期で、今回そういうときに当たってしまったんですけども、こういう時期に、私なんかまだいいんですけども、さっき申しましたような後期高齢に差し掛かった方々が、1時間立ちっ放しでいらっしゃるというのが非常に酷だというのは正直思うんですよ。現地では非常に気丈に元気に振る舞ってるんですけども、内々に私に言うてくるのは、もうその日は私動ききらんと。それとか午前中はもうそのままゆっくり休まないと体がもたないというような、もうこれは本当のこと、本音だと思うんですよ。でも、そういったことは表立って言えなくて、やっぱり公に言うには、外に向かって言うのは非常にコミュニケーションを図れて楽しかったと言うけども、一面グタッてなってるいらっしゃるというようなことも、やはり知っておくべきじゃないかなと。担当はですね。だから、私はやっぱり、この間思っているのは、こういうやり方があと何年、この前私も自治会の役員会でも正直言ったんですけど、「これ本当に何年できるんでしょうかね」ということを申し上げました。やはり、特に高齢化が進んでいる団地というのは、もうはっきり言って限界に近付いて、限界になっているのかと思いますけれども、やはりそういったことも、今回それも理由だということをおっしゃいましたけれども、再度確認しますけれども、やはりそういった方々の手だても、もう待たなしの状況に来ているというような認識だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

おっしゃるとおりの状況も1つの理由だということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

ですから、やはり、非常にいいよという面も当然よく分かるんですけども、一方で、この制度で苦しんでるといところで、まさに我々も両方からの意見がきて、これをいかにどうやって良い方向に進めていけばいいのかということ、担当課におかれても非常に苦勞されてると思いますけれども。そこで、これ聞くところによると、その自治会長の理事会の中で2年後を目途に見直しですか。そういうふうな話があったということですが、そういう方向でいくのか。聞くところによると、2年じゃなくてもっと早くしてくれという意見も出たというように聞いておりますが、この辺りは2年後なのか。もっと前倒しで考えるのか。この辺り御見解はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

保健環境連合会の理事会の中で、そういった方向で2年後、令和2年度、来年度を目途にちょっと方針を固めていきたいなというふうな考えでございます。理事の方からは、もうそれじゃ遅かけんがもう来年度からしてよというふうなお声も多数聞きました。そういった中で、まず仕組み作りをしっかりと考えながら、例えばステーション回収、戸別回収をするのであれば、何らかの収集体制の確保、人的な確保、経費的な確保、車両の確保、そういったものにも相当の時間が掛かります。当然調整もしないといけないということなので、まず方針を、来年度いっぱいぐらいまでに固めさせていただければなと。それから、ある程度の住民の方々への周知期間、そういうのを経て、混乱がなるべく無いように、スムーズな移行ができるような進め方を考えておるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今回の、この環境の問題については、まだ話が表に出てすぐのことなので、これ以上、ああだこうだというようなやりとりはできないと言いますか、これから検討していく問題ですので、この問題については以上で終わらせていただいて、学校選択制の問題について質問をさせていただきたいというふうに思いますが、この学校選択制問題は、実は私今まで2回質問をしてきております。1度目は、平成17年の9月議会の際に質問をいたしまして、前々教育長のおきです。前教育長がいらっしゃった平成20年の12月議会で2回目の質問をさせていただきました。このとき、どちらもそうなんですけれども、私はこの学校選択制についてのデメリットがあるじゃないか。まあいろいろ分かりますけどデメリットの面、それから慎重にいろいろ検討すべき問題があるんじゃないですかというような立場から質問をいたしました。そのときの議事録を自分もちょっと振り返って読み返してみたんですけども、いの一は、その要因というのが南小学校がどんどんマンモス化して行って、校舎が足りないということで、何とかこれを解決し

ないといけない。プレハブも建てて、それでも大丈夫だろうかというような状況の中で、何とかこの問題をクリアしないといけないというのが根底にはあったわけなんですけれども、それをどうやって解決するかという中で、小学校の子どもたちをどうやって学習環境を整えるかというのは理解できるんですけれども、ちょっと私が気になったのが当時の政治状況のことなんです。当時、平成17年というのは2005年で小泉内閣の時代で、構造改革とか、新自由主義、勝ち組負け組、自己責任だということで、政府の方からも規制を取っ払って、学校教育の世界にも競争をどんどんやって学校間競争云々かんぬん、選択制だというような話がどんどん沸いてきた中で、私は大変この教育の分野には、切磋琢磨する競争というのはあっていいんですけれども、学校に、あの学校は良い学校、この学校は悪い学校というような、変なそういうレッテルが貼られるような、序列化に繋がるような問題にはなっていかなよなあというのをずっと心の中で思ってたけれども、南小の問題を解決するという点では一定あるのかなと思っていました。ところが、その当時の教育長が、当時の文教厚生常任委員会の所管事務調査の中で、将来的に全部の学校で選択制を導入したいというような話が出されたものですから、私は平成17年においおいちょっと待ってくれよというようなことで、その序列化の問題、それからもう1つは、地域と学校、地域と子どもの関係の希薄化が進んでいくんじゃないか。もう既にそういうふうになってるといような事例も出ておりましたので、そういう問題もよくよく考えてやらないといけないんじゃないかという趣旨で質問したと。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、本町の場合、どう考えるのかと見たときに、私はこの長与町というのは非常に都市的な町でもある反面、非常に地域の教育力というのがあるなというのを感じております。1つ簡単な例を取ってみますと、幹線道路に子どもとか横断歩道に立っておりますと、結構止まらずにビュンビュン走っていきますよね。ところが、私が住んでおります長与ニュータウンというのは袋小路で、まさに1つの地域になってるんで、長与ニュータウンの中での横断歩道に子どもが立っておりますと、もう8割9割方、車が止まるんですよね。なぜかと言うと、やっぱり自分たちの地域の子どもはやっぱり安全に守ってやろうというようなことだろうなど。明らかに皆さんの、大人の子どもの対する扱いというのが非常にあって、やっぱり長与というのは地域の教育力があるなど。これは極々1つの例でありますけれども、そういうものがあるのに地域の中で子どもたちの学校が違うということで疎遠になったり、分断と言いますか、そういう形になっていくっていうのは非常にまずいんじゃないかというように形で言いましたけれども、当時は学校も地域も努力して欲しいというような答弁でありました。今現在この地域活動の面で少しやりにくい、子ども会の活動がやりにくいというような話があるということですが、もう少し具体的に、どのような地域でそういう声が上がってるのか。ある程度お示しをいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、私どもに寄せられている自治会ですが、まず井出本地区の方から、随分前に選択制でもって南小、そして長与小学校に分かれますので、そのところでなかなか子ども会が成立しにくいというふうなお声が上がりました。本年に入りまして嬉里谷地区の方からも、子ども会の運営についてなかなか難しい状況になっておりますということでのお声を頂戴しております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。時間が無いので少し飛ばしますが、1つ心配するのは今現在の長与町の中学校3校、小学校5校のこの体制が、今後学校選択制を止めた場合にどうなるのか。変更がないのかどうかというのが1つ気掛かりになります。その理由は、今現在、公共施設の再配置、統廃合というような問題がいろいろと取り沙汰されておまして、老朽化対策を解決する手段として、先程から話が出ておりますように統廃合するとか縮小等、そういう問題が課題となっておりますけれども、今、ところどころでやられております小中の一貫校というの、全部が全部じゃありませんが、場所によってはこれは過疎地域の1つの解決策。統廃合に向けての解決策の1つとして、手段として使われているという点がありますので、この話が出たときに、こういう問題と先々繋がってくるんじゃないのかなあというような気がしております。つい数日前に、新聞だったと思うんですが、高校の学級数は3クラス以上が適正とみなすというような新聞記事が出ておまして。そういうのも相まって、このまま行くと義務教育も先々では1学年1クラス、2クラスの学校は、もう適正規模じゃないということで統廃合の対象にされていくのじゃないかなというのを考えたときに、私は本当にそれでいいのかなっていう思いをしております。と言うのが、今一番学級数が少ないのは洗切じゃないかなと思うんですけれども、この洗切小学校というのは非常に小さな学校ではあるんですけれども、私の今まで関わってきた中では、非常に子ども同士の絆が深いんですね。よその学校は、どこも素晴らしいんですよ。素晴らしいけども、よそではお互い名字で呼び合うけれども、洗切の子は男子も女子も下の名前で呼び合うのが普通なんですよ。非常にもう兄弟みたいな感覚で、先生と子どもも近い。この子はどういう子だということも全部お互いが知り合っているというのと、それともう1つ、議長もいらっしゃるように、地域との絆が非常に強い。だからですね、私は学校というのは単に通学の区域に子どもが通う場だけじゃなくて、地域を結びつける力があると言いますか、地域の核と言っても良いんじゃないかというような思いがあつて。これを学級数が少ないから減らしてしまえというような安易な方向。考えてはいないと信じていたんですけれども、そうなりますと上長与地区のコミュニティの希薄化にまたこれが繋がっていきはしないかということで、大変その辺が危惧して、今回、質問をしたところであります。長与ニュータウンの話ばかり

りで申しわけないんですけども、長与ニュータウンで30年、団地が造成された頃に小学生だった方が、今もう親として長与ニュータウンにいて、その子どもが洗切小に通ってるということで、子ども同士の繋がり、それから保護者同士も、上三地区、三根、平木場、本川内とニュータウンの人同士が非常に仲が良い。緊密に連携し、いろんな地域活動でも連携し合っているというような点があるので、そういう中で地域の繋がりがあるといふうなのを感じております。それで、今後選択制を見直しするに当たって1つ気掛かりなのは、先日、全員協議会の中で配付されました学校区の中で、緑が丘地域に通っている子どものうち、ここは本来三根郷ですので洗切小校区なんですけど、長与小学校を選択されてる方が92%。だから、もう92%行ってるんだったら、もういいんじゃないと単純になっていきますと、洗切の方から見れば、それが子どもの減少要因になって学級数が少なくなり、廃校にならないと思いますけれども、そういった方向にゆくゆくはなっていくんじゃないのかな、それはちょっと困ると言いますか、嫌だなという思いがありまして。ですから廃止に当たっては、やはり現状の選択率だけではなくて、私が言いたいのは地域の繋がりとか、そういったものにも十分配慮することが検討の中で占めないといけないんじゃないかと思うんです。その辺りお考えはあられるかどうか。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず2つの観点からお答えをいたします。1点は、地域の力を学校の方に向けていただいていることに感謝申し上げるとともに、このことについては次年度以降、小学校5校をコミュニティスクールとして運営をしていくことにいたします。これは地域総掛かりで学校を運営していくというふうな体制を作るためのものございまして、その点でも地域の力をお借りして、さらに子どもたちにとって良い環境を作りたいというふうに思っております。これにつきましてはコミュニティ5つございまして、そこを協力をしていきたいというふうに思っているところでございます。もう1点、現在予測する数の方なんですけど、本年度誕生された子どもたちを含めて予測を立てましたところ、まだ今、議員が御心配の廃校になるとか、極端に少なくなるというふうな人数はあっておりません。したがって今この時点では学校を廃止するというふうなことは考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今のところは大丈夫だということなんですけど、令和8年頃になっても、まだいけるか。ちょっともう一度そのところ確認させてもらっていいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、誕生している子どもたちは令和7年までしか予測が立ちませんが、令和7年の時点で、今のところ御心配されてます洗切小学校ですが、約240名の児童が在籍するというふうなことで、これまでの動向を見ながら予測を立てております。令和8年度になって、これが極端に少なくなるとは考えておりませんので、そういったところが暫く続くのではないかというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。もう1点確認をさせていただきますが、公共施設の再配置とかダウンサイジングとか、統廃合が聖域無くいろいろ検討されていくってようなことも書いてありましたけれども、その中で、やはり教育。さっき言ったように学校をただ単体だけで見るとはなくて、やはり地域との繋がり。地域が果たして、持ってる役割とか、そういったことまで十分目配りをした中での学校の価値というものを考えてやっていく必要があると思うんですが、この財政を司っている町長、いかがですか。そういったこともしっかり考えていかれるかどうか、いかがでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、教育委員会の方で研究をしていただいております。私も見解は教育委員会と全く同じでございます。地域の核になるのが、今、議員おっしゃったように、やっぱり学校だということも、私もそう考えておりますし、その辺りを中心にした取りまとめを教育委員会ではしていただけるものと、そのように考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時25分まで休憩いたします。

（休憩 15時10分～15時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、西岡克之議員の①本町のSDGs（持続可能な開発目標）について、②本町の公園管理についての質問を許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

一番最後でございます。もう少しお付き合いをいただきたいと思います。SDGsは、お聞きになったこともあると思いますけども、本議会では私と竹中議員と2人がバッジを着けております。円形のカラーバッジですね。ここ今着けておりますが、これは20

15年の9月に国連サミットで採択されたもので、国連加盟国193か国、以前192だったんです。1か国増えまして193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標であります。その中で持続可能な社会を目指して17の目標、これ17色あります。色で分けております。17の目標と169のターゲットを表したものであります。日本でも2016年5月20日に安倍総理が本部長となり、全ての閣僚がメンバーになり、第1回持続可能な開発目標SDGs推進本部会合が開催をされました。その中で日本におけるSDGsに関わることが決定されております。また、第2回の会合では、持続可能な開発目標SDGsの実施指針を本日決定しましたということで報告を受けております。日本はこれまで持続可能な経済、社会作りのために国際社会のモデルとなるような優れた実績を積み重ねています。今回決定した指針には、経済、社会環境の分野における8つの優先課題と140の施策を盛り込みました。この指針で世界に範を示し持続可能な世界に向けて、国内実績と国際協力の両面で国際社会をリードしてまいりますと言われております。一国の首相自らこのような宣言をするということは大変意味があり、日本のSDGsに対する姿勢を示しているものだと思います。そこで本町では、どのようにしてこのSDGsに取り組むのかをお尋ねをいたします。また、既存の本町の計画との整合性はどのように図っていくのかお尋ねをいたします。

大きい2番目といたしまして本町の公園管理について質問いたします。本町の公園遊具は、一時期安全性の観点からバリケードで囲い使用を停止していた時期がありました。子ども達が遊ぶので安全性の確認というのは第一だと思います。現在のところ、かなりバリケードが外れて各公園で無邪気に遊ぶ子ども達を見かけます。今回の調査で現在使用している公園遊具はどのくらいになるのか。また、現在も使用できない公園遊具はどのくらいあるのか。今後の計画も含めてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私はSDGsのバッジではなくて、歳末助け合い運動の赤い羽根を今日は着けて参りました。よろしくお願ひします。最後の質問者であります西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

1番目のSDGsにつきましては、2015年の国連サミットで採択されたのち、国におきまして実施方針が策定されまして、政府主導の下、民間企業やNPO、地方自治体など、それぞれが持つ役割と連携により目標達成に向けた取組を推進することとされております。SDGsが掲げる17の目標につきましては、環境、福祉、健康、教育など、地方自治体が取り組む姿勢と関連するものも多く盛り込まれておるところであります。そういう意味では、本町はこれまでも持続可能なまちづくりを目指し、目標に資する取組を実施してきたんじゃないかなと考えておるところであります。今後とも目標を意識しながら取組を積み重ねることで、国が目指しておりますSDGsの目標達成に貢



献できるのではないかと、そのように考えております。また地方自治体には各種計画や方針等の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することが奨励されておるところであります。本町におきましても、総合計画や個別計画を策定または改定する際には、その理念を踏まえ必要に応じ計画に位置付けることとしております。これまで男女共同参画計画や地球温暖化対策実行計画におきまして、SDGsの目標達成に向けた取組を位置付けているほか、今後策定を予定している第10次総合計画におきましても、整合性を図ってまいりたいと考えております。

次に2番目の本町の公園管理の質問でございます。公園遊具につきましては専門的な安全点検を行った結果、66公園236遊具のうち、危険と判断された遊具につきましては、平成29年度中に73遊具、平成30年度に40の遊具につきまして使用停止とし、バリケード設置を行ったところでございます。その後、随時、各種修繕工事や安全領域が確保できないなどの特段の理由があり、再設置が好ましくない遊具においては撤去工事を行っております。これにより平成30年度末には大型複合遊具3基を除く全てについて対応が完了をしております。また、今申し上げました残る複合遊具3基につきましては現在施工中でございまして、今年度中に利用再開できるものと考えております。また昨年度、平成30年度策定いたしました長与町公園施設長寿命化計画に従いまして、今年度から10年間で93の遊具、4つのトイレ等の公園施設におきまして、使用しながら改修、更新を予定をしておるところであります。今後も公園が多くの子供が安全で安心して遊べ、地域の交流の場となるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは、再質問を進めたいと思いますが、今の町長がお答えになった当初答弁の中で、私が望んでいる答えの約8割ぐらひはもう入っておりますので、もういいかなと思うんですけども、再質問も用意しておりますので、させていただきたいと思います。最初にSDGsのことについてでございますが、皆さんバッジはよく国会等を見ておられれば、国会議員の方々がはめておられて目にしたことあると思いますけど、町長の赤い羽根ならすぐ分かるんですけども、これは何のバッジだろうかということで疑問に思っている方もいると思います。今回そういう方々の意識の改革というか、意識の高揚を高めていただくためにも、この質問をさせていただきました。御案内のとおり地方自治というのは総合計画を立てますので、その計画に沿って10年間行きます。議決はそのときしておりますので、途中で変更するというのはなかなか難しいことでございますので、そこは重々私も理解しております。その中で、答弁の中にあつたように、次にまた計画が、総合計画が来年までですかね。その次の計画を立てるときに、この思想をどう反映していくかということが大事だと思いますので、敢えて今回質問をさせていただいた経緯がございます。その中で、まず、いろいろ取り組み方があるんですけども、先程申し

上げましたこの理解についてはどういうふうに使われているか。また、今後どうしてこの思想を理解させていくかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

このSDGsの理解促進のためには様々な機会を通じて、まずは職員全員が理解を深めていくということが必要かと思っております。これまで、町長答弁にもございましたとおり男女共同参画計画の策定、この個別計画の策定においても今後SDGsの様相を含めた計画を検討する必要があるということ、各所管の課長の皆様に御説明した経緯ですとか、あと職員向けにもSDGsとはということで情報提供をしたりと、直近では、次期総合計画の策定委員会、これは庁舎内の全部課長でございますけども、その中で整合性を図っていくと。そういった情報提供、情報共有を図ってきているところです。また、住民の皆さんに向けても先程申し上げた男女共同参画計画の策定過程において、外部の委員いらっしゃると思いますので、そういった方々に趣旨を説明しながら、御理解いただきながら、計画に盛り込んだという経緯がございます。また、この計画自体を公表することで広く住民の皆様にも浸透していくのではないかと考えておりますし、それを住民の皆様と一緒に取り組むことで、より具体的に自ら皆さんが何をしていけば良いのかというのが見えてくるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今、課長がお答えになった中に、次のステップツールのことをお尋ねしようと思ったんですが答えが一部入っておりました。と言うのが、理解についてはやはりいろんな形で広報であるとか、そういう啓蒙活動が今から必要になってくると思います。次に、その取組体制についてはどういうふうにするのかと。これは各課、各部が横断的にやっていたかなければならないという取組が必要になってきます。国の方でもそういうふうな取組が今なされております。今おっしゃったように、ずっと横断的にやっていたのが非常に大事になってくるのではないかなと思います。取組体制について今おっしゃったんですけども、もう一度、確認の意味でその取組体制についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町長の答弁にもございましたとおりSDGsの取組というのは、これまでも自治体として取り組んできたことも多く含まれております。ですので、今回このSDGsに特化したような取組体制というのは想定していないんですけれども、やはり、先程申し上げた総合計画ですとか、総合戦略、こういったものの推進体制というものがこれに代わる

と言いますか、その中で取り組んでいけるのではないかというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

その中で町長、壱岐市がこの取組をしております。経済、社会、環境というふうな御覧になったことがあると思いますけども、壱岐市の取組が1つ先んじて今やっておられて、6次産業化のモデル構築ということをされております。これは国の方から補助金も出ます。そういうのを利用してもう1つ大事なことは、ステークホルダーって単語御存知だと思います。直訳すると利害関係と言いますが、民間企業もこれに取り入れていくことによって、自治体にもそのメリットが来るという形になっておるようでございます。ですから、例えば6次産業化をするならば民間が入ってくると、それをどう町の力に取り込んでいくのかという形だと思います。いろんな取り組み方があると思います。神奈川県横浜では連携による横浜型大型都市モデル創出事業というここがございます。大きいところは大きい自治体なりに、壱岐みたいに、壱岐みたいという言葉は合うかどうか分かりませんが、小さい自治体は小さい自治体なりの取り組み方。例えば北九州、ここは元々エコタウンと言うか、国の指定を受けてますね。産業廃棄物の利用であるとか、響灘の辺りですね。そういう所があります。それとかエネルギー、風力発電とか、そういう形も取り組んでいて、いわゆる環境に優しく、また市民力とか、技術力を生かして国内外でそれを普及をしようとか、ここに書いてます。具体的には低炭素エネルギーの振興、環境産業の活性化、また女性や高齢者、障害者の活躍、エネルギーリサイクル産業の技術向上と海外展開を進めるということで、いろんな取り組み方があると思います。地域エネルギーSDGs戦略を核とし、SDGs人材育成やSDGs見える化拠点整備、SDGs国際プラットフォームネットワークの構築を推進していくという形で、様々な地域また自治体、また人と産業と一緒に取り組んで少しでもSDGsの思想に則った形を作り上げていこうと、その都市なりのやり方、自治体なりのやり方で良いのではないかとこのように私は理解しております。その取組をするためには、本町で言いますと企画だけではなくて様々な分野の合同的な所管が一緒になって取り組んでいくということが、非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。次に、ステップスリーとして、目標と指標の設定についてでございます。これについては、今どうこう具体的な目標を立てればどうという形ではないんですけども、今後の目標と指標作りについての考え方と申しますか。そこをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

目標と指標とでございますけれども、そのSDGsに特化した目標というよりも、今後、基本構想10年間、この周期、2030年というのがちょうどSDGsの目標年度

と一緒にございますので、それを意識したまちづくりの将来ビジョンというのが、一定、目標になるのかなというふうに考えてます。それを目標達成するための指標としては、SDGs 17のゴール、それから169のターゲット、そのほか230ほどのグローバル指標というのがあるんですけど、これがなかなか自治体では使いづらいということで、国がその下にローカル指標というものを示しておりますので、こういったものを参考にしながら盛り込んでいけたらというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

さすがによく勉強されておられるということを感じました。地方創生にもなるということで、例えば1つの例として11番目のゴールですね。「住み続けられるまちづくり」ということは、都市と人間の居住性を包括的かつ、強靱かつ、持続可能にするっていうこともございますし、その中で2017年の地方創生基本方針ですか、「地方自治におけるSDGsとは新たな概念や施策でなく、現状取り組んでるものの拡大版を促進され、過去よりも一層の力を入れて地方創生に取り組む必要性が強調されております」と。その中で2018年はSDGs達成に向けて、優れた取組を提案する29都市をSDGs未来都市と選定し、各省庁における強力な支援をすることをしたと。さらにその中でより先導的な取組を行う10都市は自治体SDGs事前モデル事業として選定され、資金面での援助を受けることが決まっていると。先程私が申しあげました補助金も政府から来るということもございます。また、その中の企業もSDGsに取り組む所は融資が受けやすくなるということもあります。そこをちょっと頭の隅でもおいていただければと思います。政府は自治体から世界に発信できる成功事例の創出を求めています。それに対する補助を惜しめない体制も整えました。ここまで本気でSDGs推進を促しているわけですから、これらの活動に取り組まなければ、その地域は時代に取り残されてしまうことも同時に伝わってきますということもございますので、要は意識の改革をしていただければというふうに思います。目標と指標の設定のことは大体理解をいたしました。次のステップ4ということで、アクションプログラムについて自治体に求められていることがございます。それについてはどういうふうにお考えでございましょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

アクションプランについてもSDGsに特化したものというよりは、先程申し上げた包括的な観点から次期総合計画ですね、10年間の基本構想、そして、それを実現するための前期5年間の基本計画という形にその理念を盛り込んでいきたいというふうに考えてます。また、その施策それぞれがこの17のゴールのどれに位置付けられているのかということに関連付けることで、総合計画に取り組む成果として、町としてSDGs

の目標に資するのではないかというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

理路整然とお答えをいただきましてありがとうございます。最後なんですけどもフォローアップですね、計画を作りましょう、取組対象を作りましょう、目標と指標の設定もある程度整いました。行動計画もできましたと。最後のフォローアップの体制も作るべきではないかと国の方では言うております。この件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

フォローアップについてですけれども、総合計画の策定段階で外部有識者会議、総合開発審議会ですとか、総合戦略においては、まち・ひと・しごと推進創生本部内部の会議と外部の推進会議ということでございますので、こういった組織を活用して、それまで行ってきた事業の整理ですとか、評価を行うことが同時にSDGs目標達成に資するのではないかというふうに考えておりますので、こうした組織を活用しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

具体的な取組、例えば町の広報紙であるとか、ホームページに載せるとか、そういうことを折々、総合計画とリンクしながら掲載していただければと思います。持続可能なまちづくりということで、町長がかねがね標榜をされております「住みたい、住んでみたい、住み続けたい」というのが、このSDGsの根本に流れてることだと思います。是非、町長始め皆さんで取り組んでいただきたいと思います。17項目を今日1つ1つ入ろうとは思いません。これ1つ1つ入っていくと大変なことになりますので、今日はその意識付けをしていただければというふうに思います。その中で1つだけ、これを取り組むには教育っていうのが欠かせません。その中でターゲットの4.7と申しますか、ターゲット4、教育、目標ですね「全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」というふうにございます。2030年までに持続可能な開発のための教育、人権教育、ジェンダー教育、平和教育、多文化教育、グローバルな視点に立った市民教育、まさに委員会が手掛けなければならないことにございます。その中で文部科学省では、もう動いております。この提言を受けて20年度から次の学習指導要領の前文で、「持続可能な社会のつくり手を育てることが教育の目的である。」と、これ御理解されておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

はい、理解をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

その中で中学校の学習指導要領解説、この中にもSDGsが明記されておりますけども、御存知でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

SDGsに当たることがあるということは認識をしておりますが、中身の詳しい文言について今ここで思い出すことはできません。申し訳ございません。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

これは私の持つてる資料の中での話でございます。私もこれが血肉となっているかと言うとそれは差し控えますが、従来型の知識中心の授業ではなくて生徒達の興味関心を引き出す社会参加に繋がるようなアクティブラーニング、これは以前、質問したことがあると思います。アクティブラーニングが求められていると。教師自身が従来型の教受、教える受ける教受から児童生徒の自発的な学びを引き出すようなファシリテーター、促進者ですね。ファシリテーターの役割を担うようにしなければならないと、社会教育も一緒に住民の意識向上と参加意欲がなければならないと、もう岡山市では既に公民館を利用したESDが始まっているということでございます。今、具体的にこれをやれ、あれをやれとは言いませんが、今後この思想が教育の中でも重要になってくると思います。学習指導要領の中に今、理事がおっしゃったような内容も含まれておりますが、改めてここで話をすることで、また別の角度からの理解ができると思います。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今回、議員の一般質問を受けまして、SDGsの中身について読み込みをさせていただきました。教育の視点がかかり盛り込まれてるというふうに思いますし、そういった視点で事業に取り組む。あるいは先程おっしゃられましたアクティブラーニング、いわゆる主体的、対話的で深い学びというところのテーマにも当たるような内容があるかなというふうに思っております。今、小学校、中学校それぞれでおっしゃられたアクティ

ブラーニングについての研究も進めております。また具体的にそれが具現化できるような内容を、1つは高田中学校の方で行っております。それを全体的に広めていきたいというふうに考えております。いろいろな視点をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かった上でそれをやるのと分からずにやるのでは、もちろんお分かりだと思えますけども、全然違いがあると思えます。環境の面でもあるんですね。ターゲットの12、資料をお持ちの方は調べられて結構だと思えます。目標、「持続可能な消費と生産」ということで、これも12.2、12.5、「循環型社会形成基本法に基づき廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、各種リサイクル法に基づく取組を実施しているほか、第3次循環型社会形成基本計画2013年5月に閣議決定がされております。物質フロー、指標、資源生産性と循環、利用率、最終処分量を目標設定する指標と定め、毎年進捗状況の点検を行う。」と。所管の方は何じゃこれっていう形だと思いますけども、この中で例えば1つ、資源のリサイクルの効率化と高度化を図る実証事業の件数ということがあります。資源化物、今、一生懸命リサイクルしなければならないというふうな形であります。その中で1人1日当たりのごみの排出量、それと一般廃棄物のリサイクル率とか、資源生産性とかあります。こういうのも次の総合計画を作るときに、頭の中において計画を作って欲しいと思えますが、資源リサイクルの効率化、高度化を図る実証実験の件数ですね。あるので、今こう言われても何かなという形になると思うんですけども、よりリサイクル率を高めていきなさいということで、持続可能な循環型社会の形成という形であると思えます。これについて、所管課の御意見をいただければと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

非常にSDGsの中のゴール、ターゲットもどちらにも被ると言いますか、どちらにも係るようなところがあるかと思えます。所管の方ではSDGsに関わらず、以前から地球温暖化対策、CO2削減というふうな観点の中で、先程もちよっと答弁させていただきましたが、基本はやはりごみの減量化、それから再資源化が全てではないかと私は考えております。特に役場の庁舎内でもトイレトーパー古紙100%を使うとか、低燃費車両を使うとか、それから照明の場合、間引き等々を実施をしております。また、教育部門については、町内の小中学校の方で分別説明会等々開いております。また事業所の方にも分別の徹底、そういった体制の整備も進めております。今後は特に推進することについては、住民の皆様にも地球温暖化というものを身近に感じていただく。そういった再資源化、減量化の意識を高めていただく。こういったものが一番重要になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

うちの所管課の方々は優秀でぱっと振ったらぱっと答える。レベルが高いなと今感じておりました。町長へ質問をさせていただきます。所管課とやりとりをさせていただきます。この理念と申しますか、それについてどういうふうにお考えになりましたか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、西岡議員がおっしゃったように、例えばSDGsの17の目標、それだけ見ても例えば「全ての人に健康と福祉を」、3項目ですね。4項目は「質の高い教育をみんなに」と、そして6項目では、「安全な水とトイレを世界中に」とか、そして11項目目は、今おっしゃられた「住み続けられるまちづくりを」と、そして14項目目は、「海の豊かさを守ろう」と。全部長与町やってるんですよ。今、町の中で今は一番頭を使ってやっているのが第10次総合計画。それに対して、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略もございます。こういったものを重ねられる部分がありますので、これを一緒にしようということやってるんですよ。したがって、そういう中にこういったものを織り込まれておりますけども、今議員がおっしゃったように、もしこれが何かの特化してやれば、例えば、補助金の対象になるとかっていうものをうまく見つけながら、その部分を膨らませて提案するとか、そういったことも今後の研究課題になろうと思えますし、今やってます総合開発審議会とか、それからまち・ひと・しごと総合創生会議とこういったものもありますので、その中で皆さん方が知恵を拝借して、そういったものがプランニングできれば、もう少し皆さん方の方にも周知できる企画になるんじゃないかなというふうなことを思っておりますので、それは所管と今後、研究しながら進めてまいりたいというふう考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

まさにそのとおりだと思います。それを実践することで、また今までのやり方と違って、ちょっと取り組み方の視点が違ってくるんじゃないかなと、新しい感じで思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。「住みたい、住んでみたい、住み続けたい。」町長がいつもおっしゃるようなことが全く同じだと思いますので、どうかそのことをよろしくお願ひします。

続きまして、公園遊具のことに入りたいと思ひます。当初の答弁で66公園236遊具のうち、平成29年に73、30年で40、計113遊具の点検をしたと。この残り123ですかね。この遊具はこれはどういうふうになったんですかね。



○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この残りの遊具になりますけど、これについては基本的に安全で使えるもの、今現在通常の修理とか、点検とかずっと行っている状況であって、今回触っていないと言ったらあれですけど、バリケードとか設置せずに改良を行ってはいないものになります。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。この質問についても先程、冒頭に申し上げたように大概答えが出ておりますので、いいのかなと思いますけども、せっかく再質も用意しておりますので、また時間もありますので、もう少し話をさせていただきます。その中で撤去をした遊具はあるんですか。あれば数は幾らぐらいなのかなと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

正式な数についてはちょっと今押さえておりません。撤去の数はですね。現場で判断する場合も中にはありました。数はあとから答えさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃああとで。直接、皆様にすぐこの場で公表しなければならないという数ではないので、参考までに知りたかったものですから、あとで教えてください。次に使用についてのことなんですけども、バリケードをしていたときは、点検をしなければならないか、ひよっとしたら危険かもしれないよという形が理解できます。それは解いてしまったと、ほとんど解いてしまってますよね。例えば公園を利用する人達は解けたから大丈夫なんだと目視で分かるんですけど、例えばの話、それが本当に安全なのかと。バリケード取ってるけん安全さと言う形かもしれませんが、1つは車検証じゃないけども、車に貼ってる車検証、何年間はいいですよとかですね。皆さんに告知をしてあげる。当面の間はいいですよとか。厳格な例えばボルトが閉まってるかとか、錆が無いとか、打音について検査をしたとか、そういう形を項目ずつに上げろとは言いませんけど、当面は大丈夫だよと。そういう優しさっていうか、もし分かれば、何か遊具の例えば滑り台の柱に貼っておくとか、そういう話ができないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

点検等につきましては、通常の私たちの目視等による点検、こういったものを行っておりますし、平成29年に専門的な知見を入れて検査をして行っております。ただ、その使用期限とか、安全期限っていうのがなかなか明確にお出しすることはできない部分ではあります。そのためこれが日本のほかの所でやってるのかと言われてたら、私もそういったのを拝見しておりませんので、安全に対する安全期限、言葉おかしいですけど、そういったものを明確にするというのはちょっと難しいのかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そうだと思います。例えば車検にしても1つ1つ検査項目があるんですよね。タイヤのこととか、ハンドルの遊びとか、溝とかいろいろあるので、そこをクリアした分で車検ができるという形なので、そういう1つ1つの項目が無いので、それは無理だろうとは思いますが、要は何を言いたいかというと、安心して子ども達を連れて来て遊べる。その安心感を担保できればなという思いで今、言わせていただきました。今後、そういうことは広報であるとか、ホームページであるとか、そういう優しさがつけ加えられたらなというふうに思いますので、是非これは方向性を持って考えていただきたいなというふうに思います。もう答弁要りません。例えば遊具を撤去します。そこが空くわけですね。滑り台を危ないから例えば錆びがついてるから撤去しましょう。そこがぼかんと空くわけですよ。そこに新設していただける遊具っていうのはどう考えますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

単純に考えますと空いたスペースに新しい遊具を設置することは、可能不可能と言われるかもしれませんが、可能だと思います。しかしながら前にも町長が答弁で言いました、遊具の安全基準に載っております安全領域ですね。これがその遊具を安全に利用でき、周辺にも迷惑を掛けない範囲、この範囲というのを取らないといけなくなっております。新しい遊具を設置する場合はですね。そのため遊具以外でのボール遊びとか、駆けっこ、こういったものをするスペース、空いてるスペースを新しくまた追加してスペースを使うことになります。そうした形で新しいスペースを使ってしまうと、今までできてた遊びができなくなるとか、そういったことも考えられますので、ここが地元とかと話をしている、そこはスペースが良いのか、スペースをちょっと狭くしてでも新しい遊具を置きたいとそういう御意見があるのであれば、今後、協議してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

例えば、自治会等から要望があって、ここに遊具が欲しいよと、シーソーが欲しいよ

とか言ったときに、今のお答えが基本になるわけですね。そこを1つは聞きたかったんですね。今後、要望等があれば今のお答えを基本にして安全性に配慮をした上で、遊具の新設をするかどうかという形ですね。するかどうかという判断を下していくということで理解してよろしいですか。もう一度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員がおっしゃられましたとおり、そのように考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

次に、既存の公園、トイレも4か所改修をするということでございますので、是非これは進めていただきたいと思います。新しく公園を造る。団地開発が今1か所、2か所ぐらいあっております。その中で公園は必ず造らなければならないというふうになっております。そこに造る遊具はもちろん今おっしゃられたいろんなものが基準になってくるんですけど、今度、新しく高田越の上の方の公園、新道の尾公園って言うんですかね、仮称。の遊具はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

公園の新設工事についてお答えさせていただきます。設計内容等を決めていく中で、地元の方々の説明会とかの中で御意見の方いただいたところで、予算とか、そういう実際施工する地形、形状とかそういう制約条件がある中で、可能な範囲で意見の方いただいた部分を設計の方に反映させていただいております。当然これにつきましては、予定管理者、出来上がったあとは土木管理課の方に移管するんですけど、そちらの方とも協議をして、今、現地の方で工事の方させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

安心しました。是非、地元の要望等も入れながら保育園とか、幼稚園とかがよく公園を使って遊びに行きます。逆に考えれば、ある程度安全性を確保されて子どもが自由に遊べる場所なんです。その遊具というのは、いろんな配慮をして造っていただきたいというふうに思います。それを要望して、以上で終わらせていただきます。失礼します。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 16時12分)